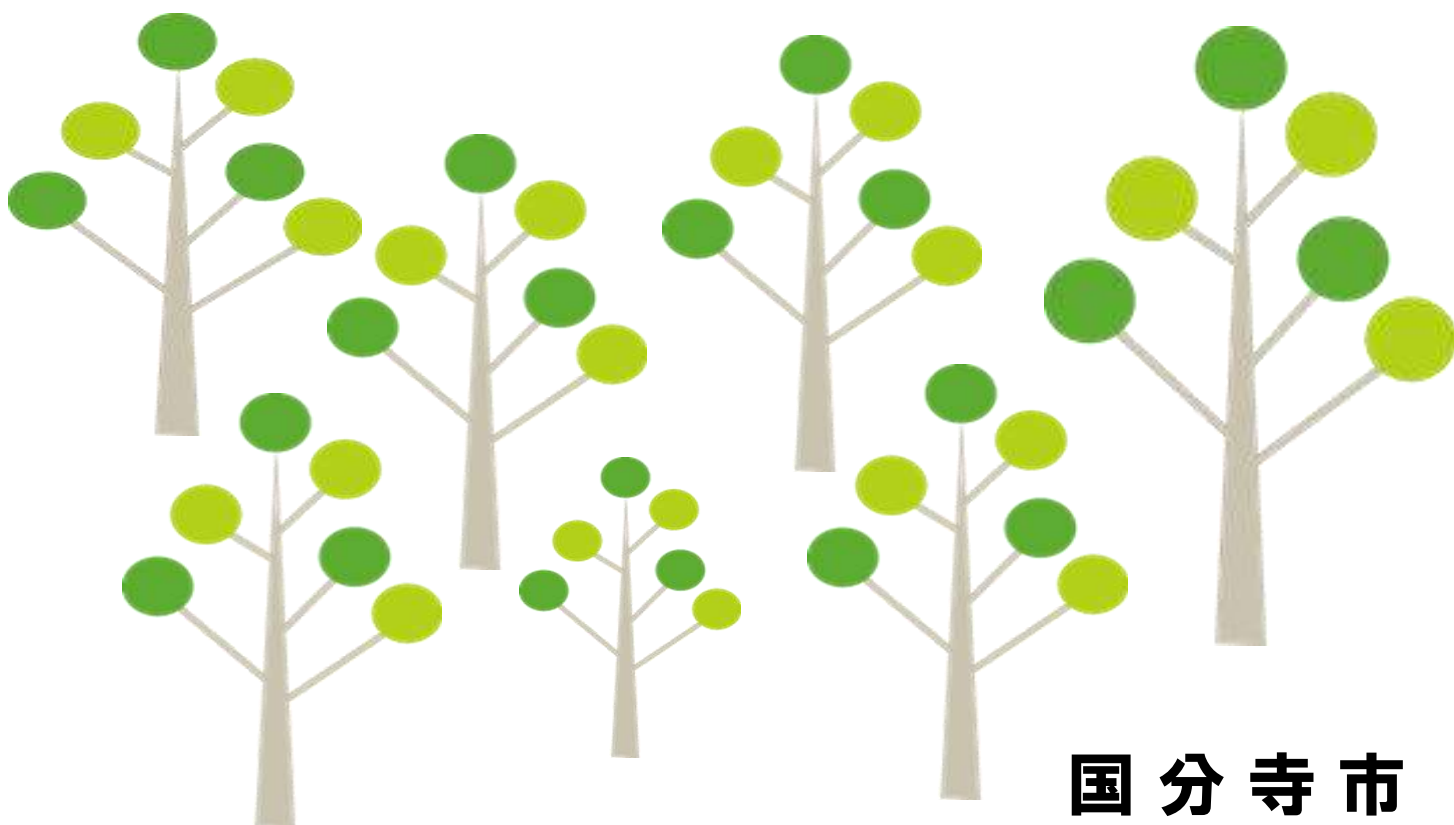


# 第2次国分寺市男女平等推進行動計画

第2次国分寺市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関する基本計画  
国分寺市女性の職業生活における活躍の推進に関する計画

## 平成29年度進捗状況評価報告書



国分寺市



# 目次



I	評価の考え方・手法について	2
1	評価の目的	2
2	評価者とその役割	2
3	評価の頻度と公表	2
4	評価の方法	2
5	評価結果の報告	3
6	第2次国分寺市男女平等推進行動計画実施状況評価の流れ	4
II	男女平等推進委員会からの答申	5
1	本委員会における第2次国分寺市男女平等推進行動計画評価の経緯	7
2	平成29年度の評価方法	7
3	施策評価結果と特記事項について	8
4	施策別評価理由と着目ポイント	11
III	施策別推進状況評価	16
課題1	男性中心型労働慣行の見直し	17
課題2	女性の活躍の場の拡大	20
課題3	男女平等意識の醸成	26
課題4	男女平等教育の充実	29
課題5	男女平等に関する広報・啓発活動	30
課題6	性別に起因する暴力や人権侵害の根絶	32
IV	数値目標の達成状況	38
V	参考指標	41
VI	参考資料	46
資料No.1	自己点検票書式	47
資料No.2	平成30年度会議の開催状況	48
資料No.3	第2次国分寺市男女平等推進行動計画の概要	50
1	計画の目的	50
2	計画の位置付け	50
3	計画の性格	50
4	計画の期間	50
5	計画の推進	51
6	計画の基本理念	53
7	計画の目標	53
8	計画の体系	54
資料No.4	国分寺市男女平等推進条例	56
資料No.5	国分寺市男女平等推進協議会設置規程	62

# **I 評価の考え方・手法について**

## **1 評価の目的**

第2次国分寺市男女平等推進行動計画（以下「第2次行動計画」という。）は、男女平等を推進するための施策を体系化したものです。第2次行動計画がどの程度達成されたかを客観的に評価することで、どの分野で男女平等推進施策が進んだか、あるいは進んでいないか、どういう事業が効果的か、あるいは効果的でないかが明らかになり、次に取り組むべき課題等を明らかにすることができます。

また、男女平等を推進するためには、市民の方々に男女平等について理解していただくことが重要です。評価結果を市民に公表することで、男女平等に関する市民の理解が深まることが期待できます。

## **2 評価者とその役割**

附属機関である国分寺市男女平等推進委員会（以下「推進委員会」という。）からの意見と、国分寺市男女平等推進専門委員会（庁内の主に事業所管課所属の職員で構成する市の内部組織。以下「専門委員会」という。）からの報告を受けて、国分寺市男女平等推進協議会（副市長を会長とし7人の部長で構成する市の内部組織。以下「推進協議会」という。）で、総合的な評価を行います。

推進委員会は評価を行うにあたり、市民、事業者等の意見が十分反映され、公正で市民にわかりやすい評価となるよう配慮します。

また、推進委員会の評価は、専門的、市民的見地をもった第三者的立場からの評価ですので、推進協議会は最大限その意見の趣旨を踏まえ、総合的な評価を行うよう努めます。

## **3 評価の頻度と公表**

計画的に進行管理を行うために、評価は毎年度実施し、その結果については、市が市民や事業者等に広く公表します。

## **4 評価の方法**

計画の実効性を高めるため、以下の各段階を踏んで評価を行います。

### **(1) 所管課による自己評価（自己点検票の作成）**

各事業の所管課は、年度当初に年度目標及び上半期目標を設定し、自己点検票を記載します。上半期終了後、上半期の事業評価を行うとともに、上半期の進捗状況を鑑みて、下半期目標の設定を行います。下半期終了後には、下半期の事業評価に併せて、1年間を通じての年度評価を行います。半期ごとに評価を行うことで、実施した事業を振り返るとともに、取り組むべき事業や課題を明確にし、次の目標に反映させることができます。

所管課自らが第2次行動計画の事業内容に即した目標を設定し、男女平等推進の観点から自己評価を行います。所管課の評価の基準は下表のとおりです。

評価	評価の基準	数値換算
A	目標を上回った。目標を達成した。	3点
B	概ね目標達成。	2点
C	目標達成できず。	1点
D	実績がなかった。	0点

## (2) 推進委員会の評価

以下の手順で評価を行います。

### イ) 事務局による総括票の作成

事務局である人権平和課は、所管課から提出を受けた自己点検票を施策ごとに集約し総括票を作成します。評価については、所管課作成の自己点検票内「平成29年度事業評価」を数値換算（A=3，B=2，C=1，D=0点）します。施策ごとに数値を合計した後、事業数で除した数値を評語にします。

### ロ) 施策評価

所管課から提出された自己点検票と併せて総括票を確認し、計画の推進状況を施策ごとに評価します。評価基準は所管課の自己評価と同様ですが、数値換算した平均値による評価ではなく、総合判断で施策ごとの評価を行います。

施策ごとの評価をまとめて、市長に意見として答申します。

## (3) 専門委員会の評価

所管課から提出された自己点検票を、事業ごとに検討します。

所管課評価と同様の基準に基づいて評価を行います。1つの事業に複数の所管課がある場合には、所管課評価を数値換算した合計を所管課数で除し、その平均値をもとめて評価します。

委員に所管課の職員がいる場合には、所管課としての意見も聞きながら、評価を進めます。必要に応じて評価理由を記載します。

## (4) 推進協議会の評価

推進委員会からの意見と、専門委員会からの報告を受け、総合的な見地から市としての施策ごとの推進状況評価を行います。

## 5 評価結果の報告

市は、評価結果を年次報告書としてとりまとめ、市民及び事業者等に分かりやすい形で報告します。

## 6 第2次国分寺市男女平等推進行動計画実施状況評価の流れ

○国分寺市男女平等推進条例 ○第2次国分寺市男女平等推進行動計画(1目標, 6課題, 21施策, 56事業)

これに基づき

	男女平等推進委員会	男女平等推進協議会	男女平等推進専門委員会	事業所管課	事務局	
役割	市長の諮問に応じ、男女平等推進施策に係る重要事項に関すること及び行動計画の進捗状況に関することについて調査審議し答申するほか、市長に建議することができる。	市の男女平等推進施策の総合調整、行動計画の策定・進捗管理に関すること、その他男女平等推進施策に関する重要事項について協議を行う。	行動計画の策定及び進捗管理に関して、左記協議会の指示により調査検討を行い、結果を協議会会長に報告する。	行動計画所定の事業を取り行う。	行動計画を推進するため関係機関と調整をする。	
構成員	男女平等社会の実現に向けて活動している団体の代表者: 4人以内 公募市民: 3人以内 有識者: 3人以内	会長: 副市長 副会長: 市民生活部長 その他委員: 政策部長, 総務部長, 健康部長, 福祉部長, 子ども家庭部長, 教育部長	市職員14人以内 (政策部: 2人以内, 総務部1人, 市民生活部2人以内, 健康部1人, 福祉部2人, 子ども家庭部2人以内, 教育部4人以内)		人権平和課職員	
時期	4月			各課で平成29年度自己点検票記入・事務局へ提出(締切4/27)	○今年度方針課内打合せ ○課別メールにて、各課へ平成29年度自己点検票記入依頼(自己点検票配布)	
	5月			記入内容を勘案して事業を執行		
	6月	第1回会議開催(6/21) ○諮問 ○年間スケジュールと評価方法の説明 ○次回以降の委員会日程検討				○協議会会長・副会長打合せ ○平成29年度自己点検票内容確認、各課と調整、推進委員会へ総括票送付
	7月	第2回会議開催(7/20) ○平成29年度施策別進捗状況確認				
	8月	第3回会議開催(8/24) ○平成29年度施策別進捗状況確認				
	9月	第4回会議開催(9/28) ○平成29年度施策別進捗状況確認				
	10月	第5回会議開催(10/26) ○施策評価の最終確認 ○答申案審議		第1回会議(10/26), 第2回会議(10/29)開催 ○平成29年度事業別進捗状況評価審議		
	11月	答申決定(11/28)				
	12月			会長への報告		
	1月		第1回会議開催(1/17) ○平成29年度進捗状況について(推進委員会答申と専門委員会調査報告をもとに検討)			
2月					平成29年次報告書起案(協議会副会長決裁・各課等へ送付)	

## Ⅱ 男女平等推進委員会からの答申

(写)

平成30年11月28日

国分寺市長

井澤 邦夫 様

国分寺市男女平等推進委員会  
委員長 橋本 恭子

第2次国分寺市男女平等推進行動計画の推進状況について（答申）

平成29年12月15日及び平成30年6月21日付けで、第2次国分寺市男女平等推進行動計画の進捗状況について諮問を受けました。

本委員会で審議の結果、別添のとおり取りまとめましたので答申します。

第2次国分寺市男女平等推進行動計画  
平成29年度の進捗状況評価

平成30年11月28日

国分寺市男女平等推進委員会

## 1 本委員会における第2次国分寺市男女平等推進行動計画評価の経緯

第2次国分寺市男女平等推進行動計画（以下「第2次行動計画」という。）は、これまでの男女平等推進行動計画の実施状況を精査し、男女平等社会の実現に向けて、「男女共同参画社会基本法」及び「国分寺市男女平等推進条例」に基づき、施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画として、平成29年3月に策定されました。

本委員会は、市長の諮問を受け、平成20年度から28年度の行動計画進捗状況評価を行うとともに、第2次行動計画策定にあたっては、「第2次行動計画の策定に係る意見聴取について」答申しています。

今年度は、第2次行動計画の初年度である平成29年度の進捗状況について評価を行います。

## 2 平成29年度の評価方法

### (1) 施策評価の方法について

今年度の評価は、所管課（室）による自己点検票、施策ごとに所管課評価の平均値を求め、評価の基準により評語にした総括票を参照し、施策単位での進捗状況評価を行いました。

### (2) 評価の考え方について

本委員会は、所管課（室）が設定した目標に対する達成状況評価を、次の表で示す基準によって行っています。評価の目的は、第2次行動計画を推進することにあるため、目標以上の成果が上げられていても、男女平等推進の視点から見て成果を上げられなかったと評価できなければ、「概ね目標達成」として評価させていただきました。

本委員会は、評価と併せて、評価に際し着目したポイントを示しています。

各所管課（室）におかれましては、本答申の内容を念頭に置きながら、今後の事業に取り組んでいただくことを期待します。

評価	評価の基準
A	目標を上回った。目標を達成した。
B	概ね目標達成。
C	目標達成できず。
D	実績がなかった。



### 3 施策評価結果と特記事項について

本委員会では、平成29年度の進捗状況を下表のとおり評価しました。

基本目標		男女の人権を尊重しだれもが相互につながり助け合い自己実現できるまち			
課題	施策	上半期評価	下半期評価	29年度評価	
1 男性中心型労働慣行の見直し	(1) ワーク・ライフ・バランスの推進	B	C	B	
	(2) 男性が家事・育児・介護に参画できる環境づくり	B	B	B	
	(3) 就労における男女平等の推進	B	B	B	
2 女性の活躍の場の拡大	(1) 市の政策・事業者等の方針決定過程への女性の参画推進	B	B	B	
	(2) 女性の就業支援	B	B	B	
	(3) 子育て・介護への支援	B	B	B	
	(4) 地域における男女共同参画	B	C	B	
	(5) 生活の安定と自立の促進	B	B	B	
	(6) 生涯にわたる健康支援	B	B	B	
3 男女平等意識の醸成	(1) 様々な分野における男女平等の意識づくり	B	A	B	
	(2) ジェンダーによる固定的な役割分担意識の解消	B	A	A	
	(3) 男女平等事例の見える化	C	A	A	
	(4) たがいの性を理解し尊重する意識の醸成	A	B	B	
4 男女平等教育の充実	(1) 学校における人権・男女平等教育の充実	A	A	A	
5 男女平等に関する広報・啓発活動	(1) 「男女平等推進センター」の活用促進	B	B	B	
	(2) 男女の人権に配慮した表現の推進	B	A	A	
6 性別に起因する暴力や人権侵害の根絶	(1) 相談業務の充実と関係機関との連携強化	B	B	B	
	(2) DV予防のための取組推進	B	B	B	
	(3) 被害者の安全確保と自立支援	B	B	B	
	(4) 人権侵害を予防するための支援	B	B	B	
	(5) 性犯罪被害者の支援	B	B	B	

	上半期	下半期	29年度
A	2	5	4
B	18	14	17
C	1	2	0
D	0	0	0

第2次行動計画より、所管課（室）が目標設定を行うこととなりましたが、事業内容と合致しない目標や、男女平等推進の視点が見えにくい目標が見受けられました。事業実績の記載についても、事業実施による男女平等推進の成果を読み取ることができない記載も散見されました。

男女平等推進を念頭においた目標設定を行うとともに、より効果的な事業の実施に取り組まれることを期待します。

#### 特記事項 <A評価のもの>

- ・「課題4 施策1 学校における人権・男女平等教育の充実」においては、計画的に人権・男女平等教育をする等、児童・生徒及び教職員の意識啓発に努められています。若年期から男女平等意識を育むことは重要であると考えますので、高く評価します。
- ・「課題5 施策2 男女の人権に配慮した表現の推進」においては、メディア・リテラシー講座等が開催され、市民への意識啓発が図られています。また、ジェンダーにとらわれず、人権を尊重した表現を推進するための「男女平等の視点によるガイドライン」が改訂されたことは評価できます。

#### <C評価のもの>

- ・「課題3 施策3 男女平等事例の見える化」においては、「男女平等の視点によるガイドライン」が改訂されましたが、周知が十分とは言えません。周知を徹底し、ガイドラインが有効に活用されるような取組をご検討ください。

※個々の施策評価についてはP11～15「4 施策別評価理由」を参照。

#### <評価全体を通して>

本委員会では、次年度の政策に反映されていくことを望みながら、評価させていただきました。

自己点検票については、29年度及び上半期・下半期に分けて目標設定を行い、それぞれの目標に対する事業実績を記載していただきました。しかしながら、目標や取組実績等について、29年度及び上半期・下半期全てにおいて同様の記載がされているものや、取組内容や実績数値について具体的な記載がないものが、多数見受けられました。年度の目標に対する上半期・下半期の目標を定め、具体策を立てて取り組み、取組実績については具体的に記載していただきたいと思えます。

また、事業の評価基準が統一されていないため、同様の事業実績があっても、所管課による自己評価の高低差が見られ、施策としての評価が難しく感じられる点もあり

ました。数値目標がなく意識啓発が目的である事業については、実施するのみでA評価とするのではなく、アンケート等の効果測定を行い、事業実施による効果があったと判断されたうえで、Aと評価するべきではないでしょうか。

加えて、男女平等推進の視点が含まれていない記載も多く見られました。通常業務としてではなく、男女平等推進を念頭においた事業目標の設定がなされていない場合は、目標を達成していたとしても、第2次行動計画の事業として評価をすることはできません。

自己点検票の評価を通して事業の進捗状況を確認するとともに、さらなる推進に向けた目標を設定し、男女平等推進事業をより有効に進めることに意義があります。本委員会も、第2次行動計画の進捗状況評価を通じ、国分寺市における男女平等社会の実現に寄与していきたいと考えております。そのためにも、前述の点に留意しながら、自己点検票の変更及び評価をしていただけることを望みます。

## **【施策体系図】**

※本報告書 54・55 頁と重複するので掲載を割愛します。

## 4 施策別評価理由と着目ポイント

### 課題1 男性中心型労働慣行の見直し

施策1 ワーク・ライフ・バランスの推進(事業No.1~3)				
評価			施策別評価に際し着目したポイント	
上半期	B	29年度	B	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ワーク・ライフ・バランス講座を開催し、啓発活動に取り組んでいる。</li> <li>・男性職員の育児休業取得促進、取得期間延長へ向けた取組を進めるとともに、取得実績については自己点検票へ記載していただきたい。</li> <li>・超過勤務の削減が目標値に達しなかったことは残念である。超過勤務の要因となる業務量増大の改善を図られたい。</li> </ul>
下半期	C			

施策2 男性が家事・育児・介護に参画できる環境づくり(事業No.4・5)				
評価			施策別評価に際し着目したポイント	
上半期	B	29年度	B	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土日の事業実施や土曜開設の親子ひろば増設により、男性が家事・育児に参画できる環境づくりを進めている。</li> <li>・地域包括支援センターにおける介護予防教室や出張講座が開催されているが、男女別の参加者数が不明である。男女別の参加者を把握し、男性参加者増につながる取組を進められたい。</li> </ul>
下半期	B			

施策3 就労における男女平等の推進(事業No.6・7)				
評価			施策別評価に際し着目したポイント	
上半期	B	29年度	B	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ママインターン事業や就労における男女平等をテーマとしたセミナー開催等により、啓発・情報提供に努めている。</li> <li>・「国分寺市工事請負契約に係る総合評価競争入札に関する要綱」に基づき、調達を行っている。</li> </ul>
下半期	B			

### 課題2 女性の活躍の場の拡大

施策1 市の政策・事業者等の方針決定過程への女性の参画促進(事業No.8~11)				
評価			施策別評価に際し着目したポイント	
上半期	B	29年度	B	<ul style="list-style-type: none"> <li>・審議会等の委員における性の偏りは解消されていない。無作為による個別勧奨の効果を期待する。</li> <li>・業務量の増大は女性管理職登用を妨げる要因と考えられる。要因の解決に取り組み、女性の管理職登用を推進されたい。</li> </ul>
下半期	B			

施策2 女性の就業支援(事業No.12~14)				
評価			施策別評価に際し着目したポイント	
上半期	B	29年度	B	<ul style="list-style-type: none"> <li>・キャリアビジョン研修を実施し、女性管理職の登用促進に努めている。</li> <li>・ママインターン事業や女性の起業支援講座を実施し、女性の就労支援に取り組んでいる。</li> <li>・女性の農業経営参画促進に向け、農業委員会との協議を検討されたい。</li> </ul>
下半期	B			

施策3 子育て・介護への支援(事業No.15~18)				
評価			施策別評価に際し着目したポイント	
上半期	B	29年度	B	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ファミリーサポートセンター事業を拡充し、子育て支援に努めていることは評価できる。</li> <li>・親子ひろばの拡充や「赤ちゃんふらっと」増設により、子ども連れで利用しやすい環境づくりに取り組んでいる。</li> </ul>
下半期	B			

施策4 地域における男女共同参画(事業No.19・20)				
評価			施策別評価に際し着目したポイント	
上半期	B	29年度	B	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公民館の講座や市民活動フェスティバルが開催されているが、女性の活躍が図られているか見えにくい。</li> <li>・女性の活躍につながる講座を開催しているが、講座によっては参加者数が低迷している。参加者数増を図られたい。</li> </ul>
下半期	C			

施策5 生活の安定と自立の促進(事業No.21~23)				
評価			施策別評価に際し着目したポイント	
上半期	B	29年度	B	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域ケア会議や相談事業により、地域の課題の把握や情報共有を行い、関係機関との連携を図っている。</li> <li>・必要とする方に貸付・給付事業やホームヘルプサービスの情報が届くよう、周知に努められたい。</li> <li>・講座や情報誌発行等、外国人に対する支援の充実は評価できるが、効果測定がなされていないため、アンケートの実施等を検討されたい。</li> </ul>
下半期	B			

施策6 生涯にわたる健康支援(事業No.24・25)				
評価			施策別評価に際し着目したポイント	
上半期	B	29年度	B	<ul style="list-style-type: none"> <li>・乳がん・子宮がん検診については、年代に応じた個別勧奨を行い、受診者の増加に努めている。</li> <li>・ゆりかごこくぶんじ面接が実施され、妊娠初期からの支援に取り組んでいる。</li> <li>・引き続き、都の「がん検診の精度管理のための指針」に沿った検診の実施や外国人の健康支援に取り組まれたい。</li> </ul>
下半期	B			

### 課題3 男女平等意識の醸成

施策1 様々な分野における男女平等の意識づくり(事業No.26~28)			
評価		施策別評価に際し着目したポイント	
上半期	B	29年度	B
下半期	A		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・講座開催や情報誌の発行、市報・ホームページの活用等により、男女平等に関する情報・学習機会の提供が行われている。</li> <li>・庁内においてもワーク・ライフ・バランス研修が実施されているが、参加者数が少なく、意識啓発が十分に進められているとは言えない。男性職員が参加しやすい実施方法を検討されたい。</li> <li>・男性保育士が増えたことは評価できる。両性が共に保育に携わり、男女平等の意識づくりを推進されたい。</li> </ul>			

施策2 ジェンダーによる固定的な役割分担意識の解消(事業No.29)			
評価		施策別評価に際し着目したポイント	
上半期	B	29年度	A
下半期	A		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ジェンダーをテーマとしたメディア・リテラシー講座を開催し、情報提供や理解促進に取り組んでいる。</li> <li>・メディア・リテラシー講座への男性参加者増に取り組まれたい。</li> </ul>			

施策3 男女平等事例の見える化(事業No.30・31)			
評価		施策別評価に際し着目したポイント	
上半期	C	29年度	A
下半期	A		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・「事業No.31男女平等に関する市民意識・実態調査」については、平成27年度に実施しているため、平成29年度は「該当なし」とする。したがって、本施策については、事業No.30のみの評価である。</li> <li>・「男女平等の視点によるガイドライン」の改訂は評価できる。周知の徹底に努められたい。</li> <li>・市民意識・実態調査の実施に向け、検討を進められたい。</li> </ul>			

施策4 たがいの性を理解し尊重する意識の醸成(事業No.32・33)			
評価		施策別評価に際し着目したポイント	
上半期	A	29年度	B
下半期	B		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・人権教育推進委員会で性的マイノリティをテーマとした道徳の授業を実施し、課題等を市内全校に周知している。</li> <li>・リプロダクティブ・ヘルス/ライツ講座を開催しているが、参加者数が目標に達していない。参加者増に取り組まれたい。</li> </ul>			

## 課題4 男女平等教育の充実

施策1 学校における人権・男女平等教育の充実(事業No.34~37)				
評価			施策別評価に際し着目したポイント	
上半期	A	29年度	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人権教育全体計画やキャリア教育全体計画に基づき、人権・男女平等教育を推進している。</li> <li>・服務事故防止研修を実施し、教職員に対するセクシュアル・ハラスメント等への注意喚起が図られている。</li> </ul>
下半期	A			

## 課題5 男女平等に関する広報・啓発活動

施策1 「男女平等推進センター」の活用促進(事業No.38・39)				
評価			施策別評価に際し着目したポイント	
上半期	B	29年度	B	<ul style="list-style-type: none"> <li>・講座開催や情報提供等により、センター事業の周知に取り組んでいる。</li> <li>・児童館や公民館と連携した講座を開催し、より多くの市民に情報が届けられるよう努めている。</li> <li>・施設予約がインターネットとなり、利便性が高まった反面、登録団体との関係が希薄になったことは残念である。</li> </ul>
下半期	B			

施策2 男女の人権に配慮した表現の推進(事業No.40・41)				
評価			施策別評価に際し着目したポイント	
上半期	B	29年度	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民を対象としたメディア・リテラシー講座、教職員を対象とした情報モラル研修会が実施され、学習機会の充実が図られている。</li> <li>・「男女平等の視点による表現のガイドライン」を改訂・周知し、ジェンダーにとらわれず人権を尊重した表現の推進に努めている。</li> <li>・市民対象講座については、男性参加者増に努められたい。</li> </ul>
下半期	A			

## 課題6 性別に起因する暴力や人権侵害の根絶

施策1 相談業務の充実と関係機関との連携強化(事業No.42~45)				
評価			施策別評価に際し着目したポイント	
上半期	B	29年度	B	<ul style="list-style-type: none"> <li>・DV防止連絡会や要保護児童対策地域協議会の開催により、情報共有や連携の強化が図られている。</li> <li>・男女平等に関連する相談事業担当者情報交換会の開催により、小金井警察署や専門カウンセラーとの連携を行っている。</li> <li>・相談員が積極的に研修に参加し、スキル向上に努めている。</li> <li>・関係機関との連携を具体的に記載されたい。</li> </ul>
下半期	B			

施策2 DV予防のための取組推進(事業No.46～48)				
評価			施策別評価に際し着目したポイント	
上半期	B	29年度	B	<ul style="list-style-type: none"> <li>・DV心理講座や加害者更生プログラム講座を開催し、情報提供や啓発に努めている。また、参加者の増加も図られている。</li> <li>・児童館での中高生タイムは、デートDV予防のための学習の場となっている。参加者増につながる取組を期待する。</li> </ul>
下半期	B			

施策3 被害者の安全確保と自立支援(事業No.49～52)				
評価			施策別評価に際し着目したポイント	
上半期	B	29年度	B	<ul style="list-style-type: none"> <li>・乳幼児健診時にDVの発見に努め、可能性があった際は関係機関と連携した対応がなされている。</li> <li>・母子・女性等緊急一時保護費や一時保護施設が確保され、被害者の安全確保が図られている。</li> <li>・引き続き、相談や保護を受けやすい体制づくりに努めるとともに、情報漏えいには細心の注意を払われたい。</li> </ul>
下半期	B			

施策4 人権侵害を予防するための支援(事業No.53～55)				
評価			施策別評価に際し着目したポイント	
上半期	B	29年度	B	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民に向けたハラスメント防止の啓発について、市報等による情報提供のみでは不十分である。より積極的な取組を期待する。</li> <li>・職員を対象としたハラスメント防止研修を実施しているが、参加者が少なかつたことは残念である。参加者数の増加に努められたい。</li> </ul>
下半期	B			

施策5 性犯罪被害者の支援(事業No.56)				
評価			施策別評価に際し着目したポイント	
上半期	B	29年度	B	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市報・ホームページ、リーフレット配布等により、性犯罪を含む犯罪被害者等相談窓口の周知に努めている。</li> <li>・犯罪被害者等に対する相談窓口用のリーフレットに性犯罪についても支援することを明記し、周知・啓発を行っている。</li> </ul>
下半期	B			



### Ⅲ 施策別推進状況評価

#### 施策別推進状況評価の見方

基本目標	男女の人権を尊重しだれもが相互につながり助け合い自己実現できるまち		
課題1	男性中心型労働慣行の見直し	施策1	ワーク・ライフ・バランスの推進
<b>事業名</b>	No.1 ワーク・ライフ・バランスに関する広報啓発活動		
<b>事業内容</b>	市報や情報誌、市ホームページなどによる情報提供や、男性が子どもと一緒に参加できる講座などを開催し、ワーク・ライフ・バランスについて考えるきっかけづくりを行います。 ◇各種事業・制度についての情報提供 ◇各種講座の実施 ◇多様な働き方に関する情報提供 ◇市内事業者等の好事例の紹介と普及		
<b>所管課</b>	<b>平成29年度目標</b>	<b>平成29年度 上半期事業実績</b>	<b>平成29年度 下半期事業実績</b>
人権平和課	ワーク・ライフ・バランス講座を開催する。(参加者20人) 男女共同参画週間の周知を行う。	10月開催の男性を対象としたワーク・ライフ・バランス講座の企画・周知を行った。 市報やホームページにより、男女共同参画週間(6/23～29)の周知を行った。	男性を対象としたワーク・ライフ・バランス講座を開催した。(10/14, 29 2回、参加者15人)
経済課	ワーク・ライフ・バランスに関するセミナーを東京都関係機関とともに開催する。 ワーク・ライフ・バランスの各種事業・制度に関する情報提供を行う。	情報誌「とうきょうの労働」を経済課及び市民課窓口わきに配架し、情報提供を行った。	ワーク・ライフ・バランスに関するセミナーを東京都労働相談情報センター国分寺事務所と共催で開催した。 情報誌「とうきょうの労働」を経済課及び市民課窓口わきに配架し、情報提供を行った。
<b>専門委員会評価</b>	上半期	A	
	下半期	B	
	29年度	B	
<b>事業名</b>	No.2 庁内におけるワーク・ライフ・バランスの推進		
<b>事業内容</b>	子育てや介護などと仕事を両立できる環境の充実に努めます。特定事業主行動計画と連動し、特に男性の育児休業の取得率の向上を目指します。また、ワーク・ライフ・バランスに資する休暇制度の情報提供を行います。		
<b>所管課</b>	<b>平成29年度目標</b>	<b>平成29年度 上半期事業実績</b>	<b>平成29年度 下半期事業実績</b>
職員課	男性職員の育児休業取得の促進(10%以上) 子育て介護に関する休暇制度の庁内周知	男性職員の育児休業取得者はなかった。「育児・介護・特別活動に関する休暇制度について」冊子ファイルを庁内イントラネットに掲示し周知を行った。	男性の育児休業取得可能者に個別に「育児休業取得の案内」をメールで送付し、3名の育児休業取得者があった。(取得可能者10名だったため、取得率は30%)休暇制度の庁内周知は引き続きイントラネットで行った。
人権平和課	ワーク・ライフ・バランス講座を開催する。(参加者20人)	10月開催の男性を対象としたワーク・ライフ・バランス講座の企画・周知を行った。	庁内イントラネット掲示板に講座開催を掲載し、庁内への周知を図った。 男性を対象としたワーク・ライフ・バランス講座を開催した。(10/14, 29 2回、参加者15人)
<b>専門委員会評価</b>	上半期	B	
	下半期	B	
	29年度	B	
<b>事業名</b>	No.3 庁内・事業者等における長時間労働削減の取組の促進【新規】		
<b>事業内容</b>	庁内では、日常業務や業務分担の見直しを行い、特定事業主行動計画と連動し、超過勤務の縮減目標の達成に向け取り組み、長時間労働削減を推進します。また、市内事業者等に向け、好事例等の情報提供を行います。		
<b>所管課</b>	<b>平成29年度目標</b>	<b>平成29年度 上半期事業実績</b>	<b>平成29年度 下半期事業実績</b>
職員課	特定事業主行動計画に基づき超過勤務縮減に取り組み。(一人あたりの月超過勤務数を月6.4時間に縮減)また、当初予測できなかった短期業務について、臨時職員配置によるワークシェアリングを行う。	上半期における一人あたりの月超過勤務数は7.3であった。ワークシェアリングによる臨時職員1名の任用を行った。	平成29年度における一人あたりの月超過勤務数は7.7であった。下半期に新たにワークシェアリングによる臨時職員3名の任用を行った。
人権平和課	ワーク・ライフ・バランス講座を開催する。(参加者20人)	10月開催の男性を対象としたワーク・ライフ・バランス講座の企画・周知を行った。	男性を対象としたワーク・ライフ・バランス講座を開催した。 (10/14, 29 2回、参加者15人)
経済課	長時間労働抑制に関する情報提供・啓発を行う。 年次有給休暇取得促進に関する情報提供・啓発を行う。	労働時間・休暇に関する講義を行う東京都主催の「多摩労働カレッジ」のパンフレットを配架し、情報提供を行った。	長時間労働の見直しをテーマにした事業者向けセミナーを東京都労働相談情報センター国分寺事務所と共催で開催した。 年次有給休暇取得促進に関する啓発パンフレットを経済課及び市民課窓口へ配架し、情報提供を行った。
<b>専門委員会評価</b>	上半期	B	
	下半期	B	
	29年度	B	
<b>施策の推進状況評価</b>	推進委員会(外部)評価		推進委員会による施策別評価に際し着目したポイント
	上半期	B	ワーク・ライフ・バランス講座を開催し、啓発活動に取り組んでいる。 ・男性職員の育児休業取得促進、取得期間延長へ向けた取組を進めるとともに、取得実績については自己点検票へ記載していただきたい。 ・超過勤務の削減が目標値に達しなかったことは残念である。超過勤務の要因となる業務量増大の改善を図られた。
	下半期	C	
	29年度	B	
	協議会(総合)評価		協議会による施策別評価に際し着目したポイント
	上半期	B	講座やセミナーを開催し、ワーク・ライフ・バランスに関する啓発活動を行っている。 ・男性職員の育児休業取得率が30%に達し、目標である15%を上回っている。 ・ワーク・ライフ・バランスに関する啓発活動を行っている。
下半期	A		
29年度	A		

職員で組織する男女平等推進専門委員会での評価と評価理由です。必要に応じて、年度評価に対し評価理由をつけています。評価は、事業別評価です。

市長から諮問を受けた有識者・市民等で組織する男女平等推進委員会の評価です。評価は施策別評価です。

男女平等推進専門委員会と男女平等推進委員会の評価を基に、市の男女平等施策を総合的に推進するために設置された男女平等推進協議会(副市長を会長とし7人の部長で組織)で行った評価です。評価は施策別評価です。

評価	評価の基準
A	目標を上回った。目標を達成した。
B	概ね目標達成。
C	目標達成できず。
D	実績がなかった。

## 基本目標

男女の人権を尊重しだれもが相互につながり助け合い自己実現できるまち

### ■課題1 男性中心型労働慣行の見直し

#### 施策(1) ワーク・ライフ・バランスの推進

事業名	No.1 ワーク・ライフ・バランスに関する広報啓発活動		
事業内容	市報や情報誌、市ホームページなどによる情報提供や、男性が子どもと一緒に参加できる講座などを開催し、ワーク・ライフ・バランスについて考えるきっかけづくりを行います。 ◇各種事業・制度についての情報提供 ◇各種講座の実施 ◇多様な働き方に関する情報提供 ◇市内事業者等の好事例の紹介と普及		
所管課	平成29年度目標	平成29年度 上半期事業実績	平成29年度 下半期事業実績
人権平和課	ワーク・ライフ・バランス講座を開催する。(参加者20人) 男女共同参画週間の周知を行う。	10月開催の男性を対象としたワーク・ライフ・バランス講座の企画・周知を行った。 市報やホームページにより、男女共同参画週間(6/23~29)の周知を行った。	男性を対象としたワーク・ライフ・バランス講座を開催した。(10/14、29 2回、参加者15人)
経済課	ワーク・ライフ・バランスに関するセミナーを東京都等関係機関とともに開催する。 ワーク・ライフ・バランスの各種事業・制度に関する情報提供を行う。	情報紙「とうきょうの労働」を経済課及び市民課窓口わきに配架し、情報提供を行った。	ワーク・ライフ・バランスに関するセミナーを東京都労働相談情報センター国分寺事務所と共催で開催した。 情報紙「とうきょうの労働」を経済課及び市民課窓口わきに配架し、情報提供を行った。
専門委員会 評価	上半期	A	
	下半期	B	
	29年度	B	
事業名	No.2 庁内におけるワーク・ライフ・バランスの推進		
事業内容	子育てや介護などと仕事を両立できる環境の充実に努めます。特定事業主行動計画と連動し、特に男性の育児休業の取得率の向上を目指します。また、ワーク・ライフ・バランスに資する休暇制度の情報提供をします。		
所管課	平成29年度目標	平成29年度 上半期事業実績	平成29年度 下半期事業実績
職員課	男性職員の育児休業取得の促進(10%以上) 子育て介護に関する休暇制度の庁内周知	男性職員の育児休業取得者はなかった。「育児・介護・特別活動に関する休暇制度について」冊子ファイルを庁内イントラネットに掲示し周知を図った。	男性の育児休業取得可能者に個別に「育児休業取得の案内」をメールで送付し、3名の育児休業取得者があった。(取得可能者10名だったため、取得率は30%) 休暇制度の庁内周知は引き続きイントラネットで行った。
人権平和課	ワーク・ライフ・バランス講座を開催する。(参加者20人)	10月開催の男性を対象としたワーク・ライフ・バランス講座の企画・周知を行った。	庁内イントラネット掲示板に講座開催を掲載し、庁内への周知を図った。 男性を対象としたワーク・ライフ・バランス講座を開催した。(10/14、29 2回、参加者15人)
専門委員会 評価	上半期	B	
	下半期	B	
	29年度	B	
事業名	No.3 庁内・事業者等における長時間労働削減の取組の促進[新規]		
事業内容	庁内では、日常業務や業務分担の見直しを行い、特定事業主行動計画と連動し、超過勤務の縮減目標の達成に向け取り組み、長時間労働削減を推進します。また、市内事業者等に向け、好事例等の情報提供を行います。		
所管課	平成29年度目標	平成29年度 上半期事業実績	平成29年度 下半期事業実績
職員課	特定事業主行動計画に基づき超過勤務縮減に取り組む。(一人あたりの月超過勤務数を月6.4時間に縮減)また、当初予測できなかった短期業務について、臨時職員配置によるワークシェアリングを行う。	上半期における一人あたりの月超過勤務数は7.3であった。ワークシェアリングによる臨時職員1名の任用を行った。	平成29年度における一人あたりの月超過勤務数は7.7であった。下半期に新たにワークシェアリングによる臨時職員3名の任用を行った。
人権平和課	ワーク・ライフ・バランス講座を開催する。(参加者20人)	10月開催の男性を対象としたワーク・ライフ・バランス講座の企画・周知を行った。	男性を対象としたワーク・ライフ・バランス講座を開催した。 (10/14、29 2回、参加者15人)
経済課	長時間労働抑制に関する情報提供・啓発を行う。 年次有給休暇取得促進に関する情報提供・啓発を行う。	労働時間・休暇に関する講義を行う東京都主催の「多摩労働カレッジ」のパンフレットを配架し、情報提供を行った。	長時間労働の見直しをテーマにした事業者向けセミナーを東京都労働相談情報センター国分寺事務所と共催で開催した。 年次有給休暇取得促進に関する啓発パンフレットを経済課及び市民課窓口配架し、情報提供を行った。
専門委員会 評価	上半期	B	
	下半期	B	
	29年度	B	

施策の推進状況評価	推進委員会(外部)評価		推進委員会による施策別評価に際し着目したポイント
	上半期	B	<ul style="list-style-type: none"> <li>ワーク・ライフ・バランス講座を開催し、啓発活動に取り組んでいる。</li> <li>男性職員の育児休業取得促進、取得期間延長へ向けた取組を進めるとともに、取得実績については自己点検票へ記載していただきたい。</li> <li>超過勤務の削減が目標値に達しなかったことは残念である。超過勤務の要因となる業務量増大の改善を図られたい。</li> </ul>
	下半期	C	
	29年度	B	
	協議会(総合)評価		協議会による施策別評価に際し着目したポイント
	上半期	B	<ul style="list-style-type: none"> <li>講座やセミナーを開催し、ワーク・ライフ・バランスに関する啓発活動を行っている。</li> <li>ワークシェアリングによる臨時職員の配置を行い、超過勤務削減に努めている。</li> <li>男性職員の育児休業取得率が30%に達し、目標を上回ってはいるが、最長3年取得できるにもかかわらず、取得日数はわずか数日である。取得率の向上のみならず、与えられた日数の確保に向け取り組まれたい。</li> </ul>
下半期	A		
29年度	A		

## 施策(2) 男性が家事・育児・介護に参画できる環境づくり

事業名	No.4 男女が共に家事・育児・介護をするための意識づくり		
事業内容	家事・育児・介護は男女が共に行うものであることについて考える機会をつくり、様々な機会を活用して啓発を行います。 ◇両親学級における父親参加の促進 ◇こどもの発達センターつくしんぼの父親参画事業の実施 ◇育児・介護休業・休暇を取得することの理解促進		
所管課	平成29年度目標	平成29年度 上半期事業実績	平成29年度 下半期事業実績
健康推進課	両親学級をひかりクラス(沐浴・妊婦ジャケット体験等)は年6回・わくわくクラス(歯科・栄養講座、先輩パパママ交流)は年4回、プレパパ・ママセミナー(先輩パパママ交流等)土曜日開催	ひかりクラス3回実施(4・6・8月)。妊婦84名夫84名参加 わくわくクラス2回実施(5・7月)。妊婦37名夫32名参加 プレパパ・ママセミナー9/2実施。妊婦10名夫9名参加	ひかりクラス3回実施(10・12・2月)。妊婦94名夫88名参加 わくわくクラス2回実施(11・1月)。妊婦56名夫43名参加 プレパパ・ママセミナー2/3。妊婦9名夫7名参加
子育て相談室	通園教室の家庭支援骨子に基づき、父親が参加しやすいように土・日に行事を設定し、特に父親の積極的な行事への参加を呼びかけると共に、父親が育児に参加することへの意識向上を狙って支援を行う。	4月の保護者交流会は15人、5月の父親参観・講演会は13人、8月の父子園内宿泊訓練は16人の父親の参加があった。	12月の子ども会は16人、3月の親子行事は15人、3月の卒園式は13人の父親の参加があった。
子ども子育て事業課	父親の育児参加を促し、子育て環境をより良いものにする。	全児童館土曜日開館し、平日仕事で利用できない父親も利用できる環境にした。	収穫体験の遠足を実施した。
人権平和課	ワーク・ライフ・バランス講座を開催する。(参加者20人)	10月開催の男性を対象としたワーク・ライフ・バランス講座の企画・周知を行った。	庁内イントラネット掲示板に講座開催を掲載し、庁内への周知を図った。 男性を対象としたワーク・ライフ・バランス講座を開催した。(10/14、29 2回、参加者15人)
専門委員会評価	上半期	B	
	下半期	B	
	29年度	B	

事業名	No.5 男性が家事・育児・介護に参画するための環境づくり		
事業内容	男性が積極的に家事・子育て・介護に携わることができるよう、講座の開催などをし、様々なスキルや支援の情報提供を行います。 ◇父親の子育てセミナー等の開催 ◇親子ひろば事業や児童館での土曜日の父親と乳幼児の利用拡大 ◇料理や家事のスキルを学び生活自立のきっかけを作る講座の実施 ◇介護予防や老後の生活、介護負担についての講座の実施		
所管課	平成29年度目標	平成29年度 上半期事業実績	平成29年度 下半期事業実績
子育て相談室	毎週土曜開設の親子ひろばを増やす。 父親向けの利用を促す広報を行う。	毎週土曜開設の親子ひろば2か所増設[本多親子ひろば、スポーツセンター親子ひろば]。 隔週土曜開設の親子ひろば1か所増設[泉町親子ひろば]。	保育所展示会(子ども子育てサービス課主催)において、風船と父親対象イベントを掲載したチラシを渡し広報を行った。
子ども子育て事業課	父親の育児参加を促し、子育て環境をより良いものにする。	児童館については毎週土曜日、午前10時～午後7時の間、開館をした。	土日に児童館まつりを開催し、乳幼児親子のみでなく小学生以上も親子で参加しゲームと一緒に楽しめる行事企画ができた。
高齢福祉課	地域包括支援センターにおいて、介護予防教室を年2回以上実施し、介護予防に関する情報提供を行う。また、老人会等からの依頼により、介護予防に関する出張講座を実施する。	地域包括支援センターもとまち、ひよして1回実施。 地域包括支援センターなみきで2回実施。 地域包括支援センターほんだでは、地域交流会で介護予防に関する出張講座を実施した。	地域包括支援センターもとまち、ほんだで1回実施。 地域包括支援センターひよし、ひかりで2回実施。 地域包括支援センターこいがくぼで5回実施。
人権平和課	ワーク・ライフ・バランス講座を開催する。(参加者20人)	10月開催の男性を対象としたワーク・ライフ・バランス講座の企画・周知を行った。	庁内イントラネット掲示板に講座開催を掲載し、庁内への周知を図った。 男性を対象としたワーク・ライフ・バランス講座を開催した。(10/14、29 2回、参加者15人)
専門委員会評価	上半期	B	
	下半期	B	
	29年度	B	

施策の推進状況評価	推進委員会(外部)評価		推進委員会による施策別評価に際し着目したポイント
	上半期	B	・土日の事業実施や土曜開設の親子ひろば増設により、男性が家事・育児に参画できる環境づくりを進めている。 ・地域包括支援センターにおける介護予防教室や出張講座が開催されているが、男女別の参加者数が不明である。男女別の参加者を把握し、男性参加者増につながる取組を進められたい。
	下半期	B	
	29年度	B	
	協議会(総合)評価		協議会による施策別評価に際し着目したポイント
	上半期	B	・父親が参加できるよう配慮し、土日の事業実施を行っている。 ・介護予防教室や出張講座を開催し、意識啓発や情報提供を図っている。
	下半期	B	
29年度	B		

### 施策(3) 就労における男女平等の推進

事業名	No.6 事業者等へむけた男女平等・格差是正に関する啓発・情報提供		
事業内容	市ホームページや男女平等推進センター情報誌など様々な媒体を通じて、各種制度や女性活躍推進法に基づく公開情報の紹介などの情報提供をし、均等待遇に向けた事業者への理解を深めます。		
所管課	平成29年度目標	平成29年度 上半期事業実績	平成29年度 下半期事業実績
人権平和課	男女平等推進センターの「女性の就労支援コーナー」を整理し、情報誌等の配架を工夫する。マインターン受入れを通じ、事業者への啓発を行う。	各市区町村やしごとセンターの情報誌等の配架・ポスター掲示を、目に留まるよう工夫した。マインターン事業者が決定した。10月より実施。	各市区町村やしごとセンターの情報誌等の配架・ポスター掲示を、目に留まるよう工夫した。マインターン就業体験受入事業者に対し、啓発を行った。
経済課	就労における男女平等をテーマとしたセミナーを東京都等関係機関とともに開催する。男女雇用機会均等法に関する情報提供を行う。	就労における男女平等をテーマとしたセミナーを東京都との共催で開催した。	労働契約における均等待遇に関するパンフレットを経済課及び市民課窓口わきに配架し、情報提供を行った。
専門委員会評価	上半期 下半期 29年度	A A A	マインターン事業やセミナー開催を通じ、事業者への理解促進に努めているためA評価とする。

事業名	No.7 市の調達における男女平等推進事業評価制度の運用拡大の検討		
事業内容	国の「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」に準じた調達の仕組みを検討します。		
所管課	平成29年度目標	平成29年度 上半期事業実績	平成29年度 下半期事業実績
契約管財課	「国分寺市工事請負契約に係る総合評価競争入札実施に関する要綱」に基づき、対象案件について、男女平等及び男女共同参画への取組について評価する視点を盛り込み調達を行う。	対象案件は2件。いずれも男女平等、子育て支援等の取組を評価する視点を盛り込んだ(加点評価)。	対象案件は1件。いずれも男女平等、子育て支援等の取組を評価する視点を盛り込んだ(加点評価)。
人権平和課	国の「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」に準じた調達の仕組みを検討の際、契約管財課に対し情報提供を行う。	国の「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」に準じた調達の仕組みを検討するための情報提供を行っていない。	国の「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」に準じた調達の仕組みを検討するための情報提供を行っていない。
専門委員会評価	上半期 下半期 29年度	C C C	「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」に準ずる調達の仕組みの検討が困難であることから、所管課間での情報共有がなされなかったためC評価とする。

施策の推進状況評価	推進委員会(外部)評価		推進委員会による施策別評価に際し着目したポイント
	上半期	B	・マインターン事業や就労における男女平等をテーマとしたセミナー開催等により、啓発・情報提供に努めている。 ・「国分寺市工事請負契約に係る総合評価競争入札に関する要綱」に基づき、調達を行っている。
	下半期	B	
	29年度	B	
	協議会(総合)評価		協議会による施策別評価に際し着目したポイント
	上半期	B	・セミナー等を開催し、就労における男女平等の推進に係る情報提供を行っている。 ・「国分寺市工事請負契約に係る総合評価競争入札に関する要綱」の対象案件については、男女平等・子育て支援等の取組を評価の対象としている。
	下半期	B	
29年度	B		

## ■課題2 女性の活躍の場の拡大

### 施策(1) 市の政策・事業者等の方針決定過程への女性の参画推進

<b>事業名</b>	<b>No.8 審議会等の委員における性による偏りの解消</b>		
<b>事業内容</b>	審議会等の委員において、一方の性が原則として全体で4割を下回らないようにします。審議会等の特性を分析して、審議会ごとに詳細な目標値を設定し、女性ゼロの審議会等をなくします。各課に対して情報提供と啓発などのポジティブ・アクションを行います。		
<b>所管課</b>	<b>平成29年度目標</b>	<b>平成29年度 上半期事業実績</b>	<b>平成29年度 下半期事業実績</b>
政策経営課	審議会等の委員において、一方の性が原則として全体で4割を下回らない。同目標の達成にむけ、各課に対しての情報提供・啓発を行う。また、関連して市民参加の裾野の拡大に向けた新たな公募委員の募集方法(無作為による個別勧奨)の検討を行う。	附属機関の委員合計501人、うち男355人(約71%)、女146人(約29%)。【29.10.1時点】	附属機関の委員合計505人、うち男359人(約71%)、女146人(約29%)。【30.4.1時点】
人権平和課	審議会等の委員における女性の割合を男女平等推進行動計画評価報告書へ掲載し、情報提供を行う。	政策経営課から審議会等の委員数データの提供を受けたが、データの整理に至らなかった。	審議会等の委員数データを整理し、女性の割合を男女平等推進行動計画評価報告書へ掲載した。
<b>専門委員会評価</b>	上半期	<b>C</b>	
	下半期	<b>B</b>	
	29年度	<b>B</b>	
<b>事業名</b>	<b>No.9 庁内の職員配置・管理職登用における積極的な女性の参画推進</b>		
<b>事業内容</b>	部署ごとに職員の性別による偏りをなくすよう職員の配置を行います。女性管理職登用の妨げになっている要因と対策を検討するなど、庁内における女性管理職の登用にむけた取組を促進します。		
<b>所管課</b>	<b>平成29年度目標</b>	<b>平成29年度 上半期事業実績</b>	<b>平成29年度 下半期事業実績</b>
職員課	部署ごとに職員の性別による偏りが無い職員配置を行う。女性職員の昇任意欲向上を促す研修を実施する(年1回)。	平成29年4月1日、8月1日人事異動により性別による偏りが無いことに留意して職員配置を行った。	女性職員のキャリア形成支援及び昇任意欲の向上に資するため、平成29年10月に「キャリアビジョン研修」を実施した。(女性職員17名参加)
人権平和課	女性管理職登用の妨げになっている要因と対策を検討する。	市報やホームページで男女平等参画週間及び「働く女性のための相談窓口」の周知を行った。	「男女平等推進行動計画評価報告書」に管理職や教員の男女比を掲載し、情報提供を行った。
<b>専門委員会評価</b>	上半期	<b>C</b>	女性管理職登用の妨げとなっている要因と対策の検討がなされていないため、C評価とする。
	下半期	<b>C</b>	
	29年度	<b>C</b>	
<b>事業名</b>	<b>No.10 防災・災害時における政策・方針決定への女性の参画推進</b>		
<b>事業内容</b>	防災計画策定や防災対策、災害時の情報収集・地域との連携を指揮する防災会議への女性の参画を促進します。避難訓練等や備蓄等の防災対策や災害時の避難所運営等に女性の視点を取り入れるため、活動へのより多くの女性の参加を図ります。		
<b>所管課</b>	<b>平成29年度目標</b>	<b>平成29年度 上半期事業実績</b>	<b>平成29年度 下半期事業実績</b>
防災安全課	防災訓練や防災関係の会議等の政策・方針決定の場に、女性参加・参画を図る。避難所運営運営に当たる職員(初動要員)について、女性職員を任命する。	防災会議委員の人事異動により、女性委員の増減はなかった。女性初動要員(平成29年10月時点):14名	防災会議委員及び初動要員における女性委員の増加は無かったが、国分寺市民防災推進委員の認定数が7名増加した。
<b>専門委員会評価</b>	上半期	<b>B</b>	
	下半期	<b>B</b>	
	29年度	<b>B</b>	
<b>事業名</b>	<b>No.11 事業者等の方針立案・決定への女性の参画促進 [新規]</b>		
<b>事業内容</b>	市内企業に対して女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定を奨励し、事業者等における管理職等への女性の登用を推進します。		
<b>所管課</b>	<b>平成29年度目標</b>	<b>平成29年度 上半期事業実績</b>	<b>平成29年度 下半期事業実績</b>
人権平和課	女性登用に関する情報誌等を配架し、情報提供を行う。	市報・ホームページ等で男女参画週間の周知を行い、職場においても女性の参画が促進されるよう啓発を行った。	女性登用に関する情報誌等を配架し、情報提供を行った。
経済課	女性活躍推進法をテーマとした労働セミナーを東京都等関係機関とともに開催する。女性の登用に関する各種事業・制度に関する情報提供を行う。	女性活躍推進法をテーマとした労働セミナーを東京都との共催で開催した。	女性の登用に関する啓発・セミナーのパンフレットを経済課及び市民課窓口わきに配架し、情報提供を行った。
<b>専門委員会評価</b>	上半期	<b>B</b>	
	下半期	<b>B</b>	
	29年度	<b>B</b>	

施策の推進状況評価	推進委員会(外部)評価		推進委員会による施策別評価に際し着目したポイント
	上半期	B	・審議会等の委員における性の偏りは解消されていない。無作為による個別勧奨の効果を期待する。 ・業務量の増大は女性管理職登用を妨げる要因と考えられる。要因の解決に取り組み、女性の管理職登用を推進されたい。
	下半期	B	
	29年度	B	
	協議会(総合)評価		協議会による施策別評価に際し着目したポイント
	上半期	B	・キャリアビジョン研修を実施し、庁内における女性管理職登用に取り組んでいる。 ・防災・災害時に女性の視点が取り入れられるよう、女性の初動要員や市民防災推進委員の増加に努めている。
	下半期	B	
29年度	B		

## 施策(2) 女性の就業支援

事業名	No.12 女性のキャリア支援【新規】		
事業内容	庁内における女性管理職の登用促進と並行して、キャリアプランの確立やマネジメント支援の推進などの登用された女性に対するサポートに取り組み、事業者等へもその取組を促します。		
所管課	平成29年度目標	平成29年度 上半期事業実績	平成29年度 下半期事業実績
職員課	キャリアプランの確立を含め女性職員の昇任意欲向上を促す研修を実施する(年1回)。登用された女性職員に対するサポート体制の検討	下半期のキャリアビジョン研修に向け対象者を広げること検討した。	女性職員のキャリア形成支援及び昇任意欲の向上に資するため、平成29年10月に「キャリアビジョン研修」を実施した。(女性職員17名参加)
人権平和課	女性のキャリアプラン確立、マネジメント支援に関する情報提供を行う。	市報・ホームページにより「働く女性のための相談窓口」の周知を行った。 女性の就労支援コーナーへ情報誌等の配架を行った。	女性の就労支援コーナーへ情報誌等の配架を行った。
専門委員会評価	上半期	C	
	下半期	B	
	29年度	B	
事業名	No.13 子育て・介護等との両立を目指す女性の就業支援		
事業内容	結婚・出産・介護等で離職したが働きたいと考えている女性の就業を支援するため、就業に役立つ情報の提供や就業体験等の講座を実施します。就労支援地域連絡会では、労働に関係する関係機関が連携を図り、情報交換を行うことで就労支援ネットワーク化を推進します。また、起業を目指す人には学びの機会のほか、条件面の整備や財政面の支援策などについての情報を提供します。		
所管課	平成29年度目標	平成29年度 上半期事業実績	平成29年度 下半期事業実績
人権平和課	ママインターン事業を実施する。(参加者50人) 女性の起業支援講座を開催する。(参加者30人)	ママインターン事業者が決定した。10月より実施。各市区町村やしごとセンターのチラシや情報誌の配架・ポスター掲示を、目に留まるよう工夫した。	ママインターン事業の実施した。(講座3回、インターン2回を2期) 女性の起業支援講座を企画・開催した。(2/27参加者27人)
経済課	女性の就業支援に関する各種事業・制度に関する情報提供を行う。 国分寺市就労支援地域連絡会を開催する。	女性の就業支援に関するパンフレット等を経済課及び市民課窓口配架し、情報提供を行った。 平成29年度第1回 国分寺市就労支援地域連絡会を開催した。	女性の就業支援に関するパンフレット等を経済課及び市民課窓口配架し、情報提供を行った。 平成29年度第2回 国分寺市就労支援地域連絡会を開催した。
専門委員会評価	上半期	B	
	下半期	B	
	29年度	B	
事業名	No.14 農業経営への男女共同参画		
事業内容	市内の農業において女性が果たしている役割の重要性に照らして、女性の農業経営参画につながる「家族経営協定」締結を促進します。		
所管課	平成29年度目標	平成29年度 上半期事業実績	平成29年度 下半期事業実績
経済課	制度についての情報提供を行う。	制度に関するパンフレット等を経済課窓口配架し、情報提供を行った。	制度に関するパンフレット等を経済課窓口配架し、情報提供を行った。
専門委員会評価	上半期	B	事業内容に即した目標設定を行うとともに、目標・取組実績については、より具体的に記載されたい。
	下半期	B	
	29年度	B	

施策の推進状況評価	推進委員会(外部)評価		推進委員会による施策別評価に際し着目したポイント
	上半期	B	・キャリアビジョン研修を実施し、女性管理職の登用促進に努めている。 ・ママインターン事業や女性の起業支援講座を実施し、女性の就労支援に取り組んでいる。 ・女性の農業経営参画促進に向け、農業委員会との協議を検討されたい。
	下半期	B	
	29年度	B	
	協議会(総合)評価		協議会による施策別評価に際し着目したポイント
	上半期	B	・子育て・介護等との両立を目指す女性の就業支援を目的とした事業実施や情報提供を行っている。 ・管理職に登用された女性職員のサポート体制の検討を進められたい。
	下半期	B	
29年度	B		

### 施策(3) 子育て・介護への支援

事業名	No.15 保育サービス・放課後の居場所の充実		
事業内容	子ども・子育て支援事業計画にのっとり保育所等の整備に取り組み、待機児童を解消するとともに、多様化する保育ニーズへの対応を進めます。放課後の子どもの居場所について、そのあり方、実施方法も含めて検討します。 ◇延長保育、病児・病後児保育、一時保育等の充実 ◇学童保育所の受入対象学年拡大・時間延長の検討		
所管課	平成29年度目標	平成29年度 上半期事業実績	平成29年度 下半期事業実績
子ども若者計画課	保育所の待機児童解消に向け、民設民営保育所を整備する。 学童保育所の狭隘状況解消に向け、民設民営学童保育所を整備する。	民設民営認可保育所及び学童保育所設置に係る重点整備エリアを設定し、設置事業者を公募し、認可保育所については2事業者の応募があったが、学童保育所の応募がなかった。	民設民営保育所を平成30年2月に1園、平成30年4月1園開所に向け認可に必要な手続きを行った。民設民営学童保育所については、事業者の応募があり、平成30年4月及び平成30年10月開所に向け、選定等の手続きを行った。
子ども子育て事業課	全学童保育所において、午前8時から午後7時までの開所を行う。	平成29年度より民設民営学童保育所2施設増加	第七小学校敷地内学童保育所新設設計委託。
専門委員会評価	上半期	B	
	下半期	B	
	29年度	B	

事業名	No.16 子育てに関する総合的な支援・相談の充実		
事業内容	相談や情報提供、交流の場、子ども連れで利用しやすい施設整備など、男女ともに子どもを産み育てやすい環境づくりを進めます。 ◇ファミリーサポートセンター事業の充実 ◇親子ひろば事業や児童館事業の充実 ◇子育て関係団体のネットワークづくり ◇「あかちゃんふらっと」等の整備・利用促進 ◇健康や発達などに関する情報提供・相談の充実 ◇児童虐待へのきめ細やかな対応		
所管課	平成29年度目標	平成29年度 上半期事業実績	平成29年度 下半期事業実績
子ども子育てサービス課	会員数を増加させることで、地域の相互援助により安心して子育てを行うことができる環境づくりを推進する。(援助会員講習会 年2回開催、親子ひろば・3~4箇月児健康診査における登録説明会 年20回程度開催、会員数1,500人)	援助会員講習会を5月に開催した。今年度は会場を認知度の高い市役所での開催とし、地域の偏りなく申込みがあった。3~4箇月児健康診査における登録説明会については11回開催。会員数は1,410人(82人増)。	援助会員講習会を11月に開催した。前回同様市役所で開催し、登録者数は15名で前回比で1名増となった。親子ひろば・3~4箇月児健康診査における登録説明会については11回開催。会員数は1,552人(142人増)。
子ども子育て事業課	地域交流事業を行い、子どもや保護者同士の交流の場の提供や、事業を通じて育児相談等の支援を行う。また子ども家庭支援センター、児童相談所などと連携し、児童虐待について適切な対応を図る。	市報やホームページ等を通して、情報提供を広く行った。また各関係機関と適切な連携を図った。	市報やホームページ等を通して、情報提供を広く行った。また各関係機関と適切な連携を図った。
子育て相談室	開設内容の拡大と助産師相談を行える親子ひろばを増やす。 国分寺子ども・子育て支援円卓会議の運営の整備。 市内公共施設に赤ちゃんふらっとの整備と促進。	開設日時を整備や拡大。助産師相談を行える親子ひろばを増やした。[本多親子ひろば、スポーツセンター親子ひろば、泉町親子ひろば、市民室内プール親子ひろば(曜日の見直し)]	赤ちゃんふらっとをこどもの発達センターつくしんぼとcocobunnjiに設置。市内子育て支援活動団体が集う円卓会議の運営について、市は協定を締結した。
専門委員会評価	上半期	B	
	下半期	B	
	29年度	B	

事業名	No.17 介護者への支援		
事業内容	介護負担を軽減し、介護を社会全体で支えていくため、介護保険制度の普及・利用促進を図るとともに、介護サービスの周知を進めます。		
所管課	平成29年度目標	平成29年度 上半期事業実績	平成29年度 下半期事業実績
高齢福祉課	介護負担を軽減し、介護を社会全体で支えていくため、介護保険制度の普及・利用促進を図るとともに、介護サービスの周知を進めます。	「みんなのあんしん介護保険」を窓口および地域包括センターで配布、「介護保険ハンドブック」を年齢到達者および転入者に対し被保険者証とともに同封	「みんなのあんしん介護保険」を窓口および地域包括センターで配布、「介護保険ハンドブック」を年齢到達者および転入者に対し被保険者証とともに同封
専門委員会評価	上半期	B	
	下半期	B	
	29年度	B	

<b>事業名</b>	<b>No.18 介護に関する総合的な相談事業</b>		
<b>事業内容</b>	地域包括支援センターを中心に、介護について総合的に情報提供を行います。高齢者虐待を防止する取組を進め、関係機関と連携し、適切に対応します。		
<b>所管課</b>	<b>平成29年度目標</b>	<b>平成29年度 上半期事業実績</b>	<b>平成29年度 下半期事業実績</b>
高齢福祉課	地域包括支援センターにおいて、介護や医療等個別の相談時に情報提供を行うと共に、家族介護者交流会の実施や出張相談においても介護に関する情報提供を行う。	家族介護者交流会を各センターで開催した。出張相談は6センターで毎月1回開催した。虐待防止ネットワークに基づく実務者会議、代表者会議をそれぞれ1回開催した。	家族介護者交流会を各センターで開催した。出張相談は6センターで毎月1回開催した。虐待防止ネットワークに基づく実務者会議、代表者会議をそれぞれ1回開催した。
<b>専門委員会評価</b>	上半期	A	個別相談や家族介護者交流会を開催し、情報提供に努めているため、A評価とする。
	下半期	A	
	29年度	A	

<b>施策の推進状況評価</b>	<b>推進委員会(外部)評価</b>		<b>推進委員会による施策別評価に際し着目したポイント</b>
	上半期	B	・ファミリーサポートセンター事業を拡充し、子育て支援に努めていることは評価できる。 ・親子ひろばの拡充や「赤ちゃんふらっと」増設により、子ども連れで利用しやすい環境づくりに取り組んでいる。
	下半期	B	
	29年度	B	
	<b>協議会(総合)評価</b>		<b>協議会による施策別評価に際し着目したポイント</b>
	上半期	B	・保育所の新規開所や既存保育所の定員拡充により、待機児童解消に努めている。 ・「みんなのあんしん介護保険」、「介護保険ハンドブック」の配布を行い、介護サービスの周知を進めている。
	下半期	B	
29年度	B		

#### 施策(4) 地域における男女共同参画

<b>事業名</b>	<b>No.19 市民活動への支援</b>		
<b>事業内容</b>	公民館や男女平等推進センターの講座などを通じて、男女が共に地域での活動に参加する機会をつくります。また、情報提供や、団体に対する活動の場の提供等の支援を行い、市民活動の活性化を図ります。		
<b>所管課</b>	<b>平成29年度目標</b>	<b>平成29年度 上半期事業実績</b>	<b>平成29年度 下半期事業実績</b>
公民館課	男女ともに地域活動に参加する機会がもてるように、多様な内容の講座を開催する。また、グループに活動の場の提供を行い、市民活動の活性化を図る。	農業体験講座・文化講座・野外講座・健康講座・陶芸講座・防災学習会等、多様な事業に取り組んだ。会場提供は6月から公共施設予約システムの運用が始まった。	高齢化社会を考える講座・文学講座・環境講座・歴史講座・多文化共生講座等に取り組んだ。
人権平和課	男性を対象とした講座を開催し、地域活動のきっかけをつくる。マインターン事業の実施し、地域で働くことへの啓発を行う。	10月開催の男性を対象としたワーク・ライフ・バランス講座の周知を行った。マインターン事業者が決定した。10月より実施。	男性を対象としたワーク・ライフ・バランス講座を開催した。(10/14, 29 2回, 参加者15人) マインターン事業の実施した。(講座3回, インターン2回を2期)
協働コミュニティ課	市民活動フェスティバルを実施する(年1回)。市民活動に関する情報の収集及び提供を行う(市民活動センター登録団体数:157団体)。市民活動団体への活動の場及び設備の提供を行う(市民活動センター利用率:65%)。	市民活動フェスティバルの実施(平成29年4月23日実施)。市民活動に関する情報の収集及び提供(平成29年6月1日現在登録団体数:128団体)。市民活動団体への活動の場及び設備の提供(平成29年度上半期利用率:80.0%)。	市民活動に関する情報の収集及び提供(平成29年度末登録団体数:139団体)。市民活動団体への活動の場及び設備の提供(平成29年度下半期利用率:83.4%)。
<b>専門委員会評価</b>	上半期	B	
	下半期	B	
	29年度	B	
<b>事業名</b>	<b>No.20 女性リーダーの育成</b>		
<b>事業内容</b>	男女平等推進センターにおいて、審議会などさまざまな場での女性の活躍につながる講座などを開催します。		
<b>所管課</b>	<b>平成29年度目標</b>	<b>平成29年度 上半期事業実績</b>	<b>平成29年度 下半期事業実績</b>
人権平和課	マインターン事業の実施する。(参加者50人) 女性の起業支援講座を開催する。(参加者30人)	マインターン事業者が決定した。10月より実施。	マインターン事業を実施した。(参加者9人) 女性の起業支援講座を開催した。(参加者27人)
<b>専門委員会評価</b>	上半期	A	
	下半期	B	
	29年度	B	



施策の推進状況評価	推進委員会(外部)評価		推進委員会による施策別評価に際し着目したポイント
	上半期	B	・公民館の講座や市民活動フェスティバルが開催されているが、女性の活躍が図られているか見えにくい。 ・女性の活躍につながる講座を開催しているが、講座によっては参加者数が低迷している。参加者数増を図られたい。
	下半期	C	
	29年度	B	
	協議会(総合)評価		協議会による施策別評価に際し着目したポイント
	上半期	B	・多岐にわたる講座を開催し、男女が共に地域での活動に参加する機会を提供している。 ・施設貸出や市民活動に関する情報提供を行い、市民活動の活性化に取り組んでいる。
	下半期	C	
29年度	B		

## 施策(5) 生活の安定と自立の促進

事業名	No.21 高齢者・障害者への支援		
事業内容	高齢者が住みなれた地域で安心して暮らすことができるよう、さまざまな機関と連携して、高齢者の暮らしを支援します。障害者総合支援法に基づき、障害者の自立を支えるための各種サービスを実施します。		
所管課	平成29年度目標	平成29年度 上半期事業実績	平成29年度 下半期事業実績
高齢福祉課	国分寺市における地域包括ケアシステムの構築に向けて、国分寺市地域ケア会議実施要綱に基づく各種会議を開催し、関係機関や地域住民とネットワークを構築し高齢者の暮らしを支援していく。	地域ケア会議を1回、小地域ケア会議を東西で各1回、各種専門部会を3部会で各1回開催した。	地域ケア会議を2回、小地域ケア会議を東西で各2回、各種専門部会を3部会で各2回開催した。
障害福祉課	地域活動支援センターI型において、様々な相談を受け、また、情報提供を行う。障害者就労支援センターにおいて、一般事業所への就労を促す支援及び障害者と事業所とのコーディネートを行う。また、地域開拓促進コーディネーターを配置する。	地域活動支援センターI型において、様々な相談を受け、また、情報提供を行っている。障害者就労支援センターにおいて、一般事業所への就労を促す支援及び障害者と事業所とのコーディネートを行っている。また、地域開拓促進コーディネーターを配置している。	地域活動支援センターI型において、様々な相談を受け、また、情報提供を行っている。障害者就労支援センターにおいて、一般事業所への就労を促す支援及び障害者と事業所とのコーディネートを行っている。また、地域開拓促進コーディネーターを配置している。
専門委員会評価	上半期	B	
	下半期	B	
	29年度	B	

事業名	No.22 ひとり親家庭の生活安定と自立支援		
事業内容	ひとり親家庭に対する相談事業をとおして生活の安定を支援します。児童扶養手当、医療費助成、母子・父子福祉資金の貸付、自立支援給付金など生活自立のための支援を行います。また、就労相談を行い、経済的自立を支援します。ひとり親ホームヘルプサービスの派遣をとおして育児・家事の支援をします。		
所管課	平成29年度目標	平成29年度 上半期事業実績	平成29年度 下半期事業実績
生活福祉課	母子及び父子・女性福祉資金貸付を実施する(95件66,922,000円)。自立支援給付金(高等職業訓練促進費)給付事業を実施する(8人8,257,500円)。	貸付事業を実施した(50件22,458,000円)。給付事業を実施した(5人2,057,500円)。	貸付事業を実施した(16件20,596,000円)。給付事業を実施した(4人(いずれも上半期からの継続者)2,152,500円)。
子育て相談室	子育て相談室におけるひとり親支援は、総合相談以外には、ひとり親家庭ホームヘルプ事業のみ担当している。就労支援が主目的であるため、保育園等の送迎を拡大したことにより、更なる経済的自立に向けた就労を支援したい。	自費で行っていた家庭をひとり親家庭ホームヘルプ事業に移行した。児童扶養手当の現況届の申請書類に、事業のちらしを同封した。(全件)	市報やチラシなどで事業の市民周知を図り、関係機関にも説明を実施した。利用者が拡大するまでには至らなかったが、希望者に応じて保育園等の送迎などの支援を行うことができた。
子ども子育てサービス課	ひとり親家庭に関連する手当・医療費助成制度について、ホームページや窓口説明用チラシにて情報を提供し、広く制度の周知を行うとともに、市民課や生活福祉課、子育て相談室等の関係部署と綿密な連携を図ることにより、対象となる相談者を適切に受給に繋いでいく。	申請相談に対する適切な案内を行い、各手当の認定・支給業務及びひとり親家庭等医療費助成の医療証発行、医療費の助成に繋げた。5月には市報により制度広報を行い、現況届にあたって生活福祉課で実施するアンケート調査や就労・自立支援相談業務との連携を行った。	申請相談に対する適切な案内を行い、各手当の認定・支給業務及びひとり親家庭等医療費助成の医療証発行、医療費の助成に繋げた。また、生活状況に応じて関係課との連携を行った。
専門委員会評価	上半期	B	
	下半期	C	
	29年度	B	

<b>事業名</b>	<b>No.23 外国人への情報提供</b>		
<b>事業内容</b>	市内で生活する外国人に福祉・医療・教育等の情報や相談窓口の案内などについて分かりやすく、届きやすい情報提供をしていきます。		
<b>所管課</b>	<b>平成29年度目標</b>	<b>平成29年度 上半期事業実績</b>	<b>平成29年度 下半期事業実績</b>
協働 コミュニティ課	より多くの外国人市民に情報を提供する。 外国人市民に必要な支援を提供する。 外国人市民と日本人市民との交流や情報交換の場を提供する。 上記事業を実施するため、国際協会に補助金を支出。	市民課ロビーに外国人市民向け情報専用ラックを設置、外国人向け生活相談窓口開設・「生活情報誌」(月1回発行)・外国人おかあさん交流会(2回)・親子日本語サロン・国際理解講座(2回)・日本語教室(昼・夜各週1回)・通訳翻訳派遣・総合学習等への外国人講師派遣(23名)・児童支援サポーター派遣(10名)	外国人向け生活相談窓口開設・「生活情報誌」(月1回発行)・外国人おかあさん交流会(2回)・親子日本語サロン(週1回)・国際理解講座(2回)・日本語教室(昼・夜各週1回)・国際交流フェスタ・日本語地域連携連絡会懇談会(1回)・通訳翻訳派遣・総合学習等への外国人講師派遣(20名)・児童支援サポーター派遣(10名)・外国籍保護者のための小学校入学ガイダンス(2回)
<b>専門委員会 評価</b>	上半期	<b>A</b>	交流会や講座等を開催し、外国人への情報提供に努めているため、A評価とする。
	下半期	<b>B</b>	
	29年度	<b>A</b>	

<b>施策の推進 状況評価</b>	<b>推進委員会(外部)評価</b>		<b>推進委員会による施策別評価に際し着目したポイント</b>
	上半期	<b>B</b>	・地域ケア会議や相談事業により、地域の課題の把握や情報共有を行い、関係機関との連携を図っている。 ・必要とする方に貸付・給付事業やホームヘルプサービスの情報が届くよう、周知に努められたい。 ・講座や情報誌発行等、外国人に対する支援の充実は評価できるが、効果測定がなされていないため、アンケートの実施等を検討されたい。
	下半期	<b>B</b>	
	29年度	<b>B</b>	
	<b>協議会(総合)評価</b>		<b>協議会による施策別評価に際し着目したポイント</b>
	上半期	<b>B</b>	・障害者就労支援センターにおいて就労支援を行い、障害者の自立に取り組んでいる。 ・貸付・給付事業等により、ひとり親家庭の生活安定と自立支援を行っている。
	下半期	<b>B</b>	
29年度	<b>B</b>		

## 施策(6) 生涯にわたる健康支援

<b>事業名</b>	<b>No.24 性差や年代に応じた健康支援</b>		
<b>事業内容</b>	性差に応じた疾病や健康上の課題について、講座を開催するなど情報提供を行います。 骨粗しょう症検診、乳がん検診、子宮がん検診を実施します。		
<b>所管課</b>	<b>平成29年度目標</b>	<b>平成29年度 上半期事業実績</b>	<b>平成29年度 下半期事業実績</b>
健康推進課	市報やHP、ポスター掲示等を行い、受診の必要性を周知。乳がん検診・子宮がん検診については、個別勧奨を継続し、受診率向上を目指していく。骨粗しょう症検診後栄養講座を実施。	市報やHP、ポスター掲示を行った。 乳がん検診:受診者数:1,294人。 子宮がん検診:受診者数:1,058人。骨粗しょう症検診:347人。	市報やHP、ポスター掲示を行った。 子宮がん検診については個別再勧奨を実施。 乳がん検診:受診者数:1,108人。 子宮がん検診:受診者数:1,495人。
<b>専門委員会 評価</b>	上半期	<b>B</b>	
	下半期	<b>B</b>	
	29年度	<b>B</b>	

<b>事業名</b>	<b>No.25 妊産婦への支援</b>		
<b>事業内容</b>	母子の健康に着目した健康指導、健康診査を実施します。		
<b>所管課</b>	<b>平成29年度目標</b>	<b>平成29年度 上半期事業実績</b>	<b>平成29年度 下半期事業実績</b>
健康推進課	妊娠届・母子健康手帳交付した妊婦を対象に保健師等がゆりかごこくぶんじ面接を実施。妊娠前から乳幼児期にかけ(妊婦訪問・新生児訪問・乳幼児健診・乳幼児母性健康相談等)電話・訪問等で母子の相談を実施する。	妊娠届出数502人、母子健康手帳交付数515冊、ゆりかごこくぶんじ面接284件、妊産婦・新生児訪問件数458件。助産師による電話訪問79件。	妊娠届出数528人・母子健康手帳交付数546冊、ゆりかごこくぶんじ面接386件、妊産婦・新生児訪問件数578件。助産師による電話訪問66件。
<b>専門委員会 評価</b>	上半期	<b>B</b>	
	下半期	<b>B</b>	
	29年度	<b>B</b>	

<b>施策の推進 状況評価</b>	<b>推進委員会(外部)評価</b>		<b>推進委員会による施策別評価に際し着目したポイント</b>
	上半期	<b>B</b>	・乳がん・子宮がん検診については、年代に応じた個別勧奨を行い、受診者の増加に努めている。 ・ゆりかごこくぶんじ面接が実施され、妊娠初期からの支援に取り組んでいる。 ・引き続き、都の「がん検診の精度管理のための指針」に沿った検診の実施や外国人の健康支援に取り組まれたい。
	下半期	<b>B</b>	
	29年度	<b>B</b>	
	<b>協議会(総合)評価</b>		<b>協議会による施策別評価に際し着目したポイント</b>
	上半期	<b>B</b>	・骨粗しょう症検診、乳がん検診、子宮がん検診の周知を図っている。 ・妊娠、出産及び育児の各段階に応じた支援を行うため、ゆりかごこくぶんじ面接を実施している。
	下半期	<b>B</b>	
29年度	<b>B</b>		

### ■課題3 男女平等意識の醸成

#### 施策(1) 様々な分野における男女平等の意識づくり

事業名	No.26 男女平等に関する情報・学習機会の提供		
事業内容	男女平等の推進に関する情報を収集し、市民へ効果的に情報提供していきます。また、男女平等推進センターや公民館、図書館で、女性のエンパワーメントや性別役割分担意識の解消などをテーマに講座等を開催します。		
所管課	平成29年度目標	平成29年度 上半期事業実績	平成29年度 下半期事業実績
人権平和課	「男女平等推進行動計画評価報告書」を発行し、計画の進捗状況について情報提供を行う。男女平等推進センター主催講座を6回開催する。	市報やホームページにより、男女平等参画週間を周知した。男女平等推進センター主催講座の企画を行った。	「男女平等推進行動計画評価報告書」を発行し、計画の進捗状況について情報提供を行った。(3月発行) 男女平等推進センター主催講座を6回開催した。
公民館課	男女ともに一人ひとりを大事にしながら、生き生きと生活できる社会を目指すための学習会として、講座を開催する。	3館で「幼い子のいる親のための教室」を実施した。託児付の子育て講座では、地域で生き生き暮らすことについて学んだ。男性対象の「男性のための食生活講座」を実施した。2館で夏休みに「子どもクッキング」を行った。2館でハンセン病やLGBTをテーマに人権講座を行った。	2館で「幼い子のいる親のための教室」を実施した。また、自分自身のことを考える「お父さん応援講座」や「お母さん応援講座」を実施した。
子ども子育て事業課	園児に対し、男女隔てなく保育を行い、幼いころから性別を意識しない教育環境を整えた。	男性保育士の存在により、男女平等や男女平等の保育について、子ども達だけに限らず、保護者や地域の方々の理解が深まった。	男性保育士の存在により、保護者や地域の方々の理解が深まった。
図書館課	関連図書の展示、関係資料の配布・掲示、ライツこくぶんじ情報の周知	6月「男女共同参画週間」に伴う図書展示の設置及び関係資料の配布・掲示(全館)・関係資料の購入 ライツこくぶんじ情報の周知(ホームページ・施設案内配布)	「女性に暴力をなくす運動」に関する展示は本多図書館のみで行った 関係資料の購入、ライツこくぶんじ情報の周知を実施
市政戦略室	市民へ効果的に情報提供できるよう、市報を発行し、全戸配布する(24回発行)。	市民へ効果的に情報提供できるよう、市報を発行し、全戸配布した(12回発行)。	市民へ効果的に情報提供できるよう、市報を発行し、全戸配布した(12回発行)。
専門委員会評価	上半期	B	
	下半期	B	
	29年度	B	

事業名	No.27 国際社会における取組に関する情報の収集と提供		
事業内容	男女平等社会実現の取組は、国際社会における取組と密接な関係があります。国際的な潮流や各国の取組、生活様式の違いなどについて情報を収集し提供します。		
所管課	平成29年度目標	平成29年度 上半期事業実績	平成29年度 下半期事業実績
人権平和課	各種情報誌・チラシの配架を行い、情報提供を図る。	各種情報誌・チラシの配架を行った。国際社会に関する書籍を配架し、随時貸出を行った。	各種情報誌・チラシの配架を行い、情報提供を図った。
協働コミュニティ課	外国の文化や言語などについて学ぶ機会を提供する	「外国人おもてなし語学ボランティア育成講座」開催(9月) 国際理解講座開催(6月、9月)	国際理解講座開催(12月、3月) 「外国人おもてなし語学ボランティア育成講座」開催(2月～3月) 日本語地域連携連絡会懇談会実施(3月)
専門委員会評価	上半期	B	
	下半期	B	
	29年度	B	

事業名	No.28 職員の男女平等意識の推進		
事業内容	職員の男女平等意識やワーク・ライフ・バランスの推進を図るため、職員研修や意識啓発を実施します。意識啓発とともに意識の実態把握を図ります。		
所管課	平成29年度目標	平成29年度 上半期事業実績	平成29年度 下半期事業実績
職員課	ワークライフバランスの意識啓発を図るための研修を実施する(年1回)。 東京都町村職員研修所研修「男女共同参画研修」に職員を派遣する(年2回)。 ワークライフバランスの意識啓発のため、子育て介護に関する休暇制度の庁内周知	「育児・介護・特別活動に関する休暇制度について」の冊子ファイルを庁内イントラネットに掲示し周知を図った。	平成30年3月に、全職員を参加対象としワークライフバランス研修を1回実施した。 平成29年10月及び平成30年2月に開催された、東京都町村職員研修所研修「男女平等参画研修」に合計13名を研修生として派遣した。
人権平和課	ワーク・ライフ・バランス講座を開催する。「男女平等推進行動計画評価報告書」を発行し、計画の進捗状況について情報提供を行う。	10月開催の男性を対象としたワーク・ライフ・バランス講座の周知を行った。 市報やホームページにより、男女共同参画週間を周知した。	ワーク・ライフ・バランス講座を庁内イントラネット掲示板に掲載し、周知を図った。 「男女平等推進行動計画評価報告書」を発行し、計画の進捗状況について情報提供を行った。
専門委員会評価	上半期	B	
	下半期	B	
	29年度	B	

施策の推進状況評価	推進委員会(外部)評価		推進委員会による施策別評価に際し着目したポイント
	上半期	B	・講座開催や情報誌の発行、市報・ホームページの活用等により、男女平等に関する情報・学習機会の提供が行われている。 ・庁内においてもワーク・ライフ・バランス研修が実施されているが、参加者数が少なく、意識啓発が十分に進められているとは言えない。男性職員が参加しやすい実施方法を検討されたい。 ・男性保育士が増えたことは評価できる。両性が共に保育に携わり、男女平等の意識づくりを推進されたい。
	下半期	A	
	29年度	B	
	協議会(総合)評価		協議会による施策別評価に際し着目したポイント
	上半期	B	・男女平等や国際社会に関する講座を開催し、様々な分野における男女平等の意識づくりを努めている。 ・全職員を対象としたワーク・ライフ・バランス研修を実施し、職員の意識啓発を行っている。
	下半期	A	
29年度	B		

## 施策(2) ジェンダーによる固定的な役割分担意識の解消

事業名	No.29 ジェンダーについての理解促進【新規】		
事業内容	ジェンダーによる固定的な役割分担の解消に向け、講座などでの用語解説や広報・情報誌などを通じた情報発信などジェンダーについて理解を深めるための取組を行います。		
所管課	平成29年度目標	平成29年度 上半期事業実績	平成29年度 下半期事業実績
人権平和課	ジェンダーをテーマとした講座を開催する。(参加者30人)	ジェンダーをテーマとするメディア・リテラシー講座を企画し、講師の選定を進めた。	ジェンダーをテーマとするメディア・リテラシー講座を開催した。 (1/29, 参加者30人) 男女平等推進センター発行の情報誌に、ジェンダーに関わる記事を掲載した。
専門委員会評価	上半期	B	ジェンダーをテーマとしたメディア・リテラシー講座を開催し、理解促進に取り組んでいるため、A評価とする。
	下半期	A	
	29年度	A	

施策の推進状況評価	推進委員会(外部)評価		推進委員会による施策別評価に際し着目したポイント
	上半期	B	・ジェンダーをテーマとしたメディア・リテラシー講座を開催し、情報提供や理解促進に取り組んでいる。 ・メディア・リテラシー講座への男性参加者増に取り組みされたい。
	下半期	A	
	29年度	A	
	協議会(総合)評価		協議会による施策別評価に際し着目したポイント
	上半期	B	・ジェンダーによる固定的な役割分担の解消を目的とし、講座開催や情報誌発行を行っている。 ・若年期からの意識啓発に向けた取組を検討されたい。
	下半期	A	
29年度	A		

## 施策(3) 男女平等事例の見える化

事業名	No.30 男女平等社会の事例明示		
事業内容	どのような状態が男女平等なのかを、市報やホームページなどで紹介し、気づきや意識向上を図ります。男女平等推進に関する様々なデータ等を活用します。		
所管課	平成29年度目標	平成29年度 上半期事業実績	平成29年度 下半期事業実績
人権平和課	「男女平等の視点による表現のガイドライン」を庁内外へ周知する。	修正点をピックアップするにとどまり、周知には至らなかった。	「男女平等の視点による表現のガイドライン」を改訂し、庁内イントラネット掲示板やホームページへの掲載を行った。
専門委員会評価	上半期	C	「男女平等の視点による表現のガイドライン」が改訂・周知され、男女平等事例の見える化が図られているため、A評価とする。
	下半期	A	
	29年度	A	

事業名	No.31 男女平等に関する市民意識・実態調査		
事業内容	計画の改定や推進状況の確認を要するときなど、必要に応じて調査を行い、市民の意識や実態を把握します。		
所管課	平成29年度目標	平成29年度 上半期事業実績	平成29年度 下半期事業実績
人権平和課	必要に応じて調査を行い、市民の意識や実態を把握する。	第2次男女平等推進行動計画が策定されて間もないため、調査を行っていない。	第2次男女平等推進行動計画が策定されて間もないため、調査を行っていない。
専門委員会評価	上半期	D	市民意識調査が実施されていないため、D評価とする。
	下半期	D	
	29年度	D	

施策の推進状況評価	推進委員会(外部)評価		推進委員会による施策別評価に際し着目したポイント
	上半期	C	<ul style="list-style-type: none"> <li>「事業No.31男女平等に関する市民意識・実態調査」については、平成27年度に実施しているため、平成29年度は「該当なし」とする。したがって、本施策については、事業No.30のみの評価である。</li> <li>「男女平等の視点によるガイドライン」の改訂は評価できる。周知の徹底に努められたい。</li> <li>市民意識・実態調査の実施に向け、検討を進められたい。</li> </ul>
	下半期	A	
	29年度	A	
	協議会(総合)評価		協議会による施策別評価に際し着目したポイント
	上半期	C	<ul style="list-style-type: none"> <li>「男女平等の視点によるガイドライン」において、男女平等の事例を明示している。</li> <li>第2次男女平等推進行動計画策定時に実施済であるため、事業No.31は評価の対象外とする。</li> </ul>
	下半期	A	
29年度	A		

## 施策(4) たがいの性を理解し尊重する意識の醸成

事業名	No.32 たがいの性を理解し、尊重するための学習機会の提供		
事業内容	男女平等推進センターにおける講座等を通じて、「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康/権利)」の普及を図ります。若年層が学習できる場として、児童館と連携した取組を行います。学校教育の場において、人権尊重の視点に立ち、性について正しい理解を得るための授業を行います。		
所管課	平成29年度目標	平成29年度 上半期事業実績	平成29年度 下半期事業実績
人権平和課	リプロダクティブ・ヘルス/ライツ講座を開催する。(参加者20人)	リプロダクティブ・ヘルス/ライツ講座を企画し、講師の選定を進めた。	リプロダクティブ・ヘルス/ライツ講座を開催した。(2/8・15、参加者17人)
子ども子育て事業課	児童館において日常的に幅広い学年の関わりを持つことによって、多様な性の理解と人権を尊重する意識醸成を行う。	児童館において、児童が自然な関わりをもてるよう配慮し、他者を尊重することの大切さを自然と学ばせかけた。	児童館において、児童が自然な関わりをもてるよう配慮し、他者を尊重することの大切さを自然と学ばせかけた。
学校指導課	東京都の「人権教育プログラム」「性教育の手引き」に基づき、市立小・中学校が人権教育全体計画及び年間計画を作成して、指導を行う。	市立小・中学校は、人権教育全体計画及び年間計画に基づいて、計画的に指導を行った。	人権教育推進委員会では、人権課題「性的マイノリティ」をテーマとした道徳の授業を行い、その成果と課題をリーフレットにまとめて周知を図った。
専門委員会評価	上半期	B	
	下半期	B	
	29年度	B	

事業名	No.33 HIVや性感染症などに関する情報提供		
事業内容	HIVや性感染症について正しい知識の普及のため、市ホームページでの広報や小・中学校の学習指導における取組を通じて積極的に情報提供を行います。		
所管課	平成29年度目標	平成29年度 上半期事業実績	平成29年度 下半期事業実績
人権平和課	リプロダクティブ・ヘルス/ライツ講座を開催する。	リプロダクティブ・ヘルス/ライツ講座を企画し、講師の選定を進めた。	市内小中学校教職員へ向け、講座参加依頼を行った。 リプロダクティブ・ヘルス/ライツ講座・リプロダクティブ・ヘルス/ライツ講座を開催した。(2/8・15、参加者17人)
健康推進課	HIV・性感染症の知識について、リーフレットなどを利用し普及啓発を図る	相談時の対応および、ポスター掲示、啓発資料の配布を行った。	相談時の対応および、ポスター掲示、啓発資料の配布を行った。
学校指導課	学習指導要領に示されたHIVや性感染症などに関する学習指導を通じて、各校における指導内容・方法の工夫改善に努め、児童・生徒の適正な理解を図る。	学習指導要領に基づいて、全校で児童・生徒が感染症の要因や予防などを学び、HIVや性感染症などに関する理解を深めた。	各小・中学校の体育や保健体育の学習指導において、HIVや性感染症などに関する内容を適切に指導し、児童・生徒の理解を深めた。
専門委員会評価	上半期	B	
	下半期	B	
	29年度	B	

施策の推進状況評価	推進委員会(外部)評価		推進委員会による施策別評価に際し着目したポイント
	上半期	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>人権教育推進委員会での性的マイノリティをテーマとした道徳の授業を実施し、課題等を市内全校に周知している。</li> <li>リプロダクティブ・ヘルス/ライツ講座を開催しているが、参加者数が目標に達していない。参加者増に取り組みたい。</li> </ul>
	下半期	B	
	29年度	B	
	協議会(総合)評価		協議会による施策別評価に際し着目したポイント
	上半期	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>講座開催や学校教育の場における学習指導を通じ、意識啓発・情報提供に努めている。</li> <li>児童館での講座開催等、若年層に向けた取組を進められたい。</li> </ul>
	下半期	B	
29年度	B		

## ■課題4 男女平等教育の充実

### 施策（1）学校における人権・男女平等教育の充実

<b>事業名</b>	<b>No.34 男女平等の視点をふまえた教育活動の推進</b>		
<b>事業内容</b>	各教科・道徳・特別活動等教育活動全体を通じ、児童・生徒の発達段階に応じた人権尊重、男女平等意識を育む教育を推進します。		
<b>所管課</b>	<b>平成29年度目標</b>	<b>平成29年度 上半期事業実績</b>	<b>平成29年度 下半期事業実績</b>
学校指導課	人権教育全体計画に基づき、計画的に児童・生徒の人権意識の高揚を図る。人権教育推進委員会の作成するリーフレットによる啓発を図る。	市立小・中学校は、人権教育全体計画及び年間計画に基づき、学校教育全体を通して、人権教育を推進した。	人権教育推進委員会では、小・中学校における授業研究を通して指導案を提案し、リーフレットにまとめて、全校に配布した。
<b>専門委員会評価</b>	上半期	<b>B</b>	人権教育全体計画に基づき人権教育が推進されているため、A評価とする。
	下半期	<b>A</b>	
	29年度	<b>A</b>	
<b>事業名</b>	<b>No.35 性別にとらわれない職業意識の醸成、進路指導</b>		
<b>事業内容</b>	職場体験や進路指導などにおいて、性別による固定的な役割分担意識にとらわれず主体的に進路を選択する能力・態度を育みます。		
<b>所管課</b>	<b>平成29年度目標</b>	<b>平成29年度 上半期事業実績</b>	<b>平成29年度 下半期事業実績</b>
学校指導課	文部科学省の「キャリア教育の手引き」に基づき、市立小・中学校がキャリア教育全体計画を作成し、計画的にキャリア教育を推進する。	キャリア教育・進路指導推進委員会を開催し、各校での取組を共有した。また、中学校全校で1年生又は2年生を対象とする職場体験活動を3日間実施した。	キャリア教育・進路指導推進委員会において、各校のキャリア教育全体計画及び年間計画を見直し、次年度に向けて改善を図った。
<b>専門委員会評価</b>	上半期	<b>A</b>	キャリア教育全体計画等に基づきキャリア教育が推進されているため、A評価とする。
	下半期	<b>B</b>	
	29年度	<b>A</b>	
<b>事業名</b>	<b>No.36 教職員への男女平等教育研修の実施</b>		
<b>事業内容</b>	男女平等教育研修を充実し、教職員に対する男女平等意識の徹底を図ります。		
<b>所管課</b>	<b>平成29年度目標</b>	<b>平成29年度 上半期事業実績</b>	<b>平成29年度 下半期事業実績</b>
学校指導課	服務事故防止の観点から、服務事故防止研修の徹底など具体的な方策を通して男女平等を推進し、教育現場における教職員の性別に関する慣行を中立的なものとする。	「人権教育プログラム」に基づき、全ての教育活動を通じて人権尊重教育の適正な実施を図った。	市立小・中学校全校で、服務事故防止研修を年2回実施し、セクシュアルハラスメントやその他の非遵行為防止に対する注意喚起を図った。
<b>専門委員会評価</b>	上半期	<b>A</b>	服務事故防止研修を実施し、教職員の意識向上に努めているため、A評価とする。
	下半期	<b>A</b>	
	29年度	<b>A</b>	
<b>事業名</b>	<b>No.37 児童・生徒・教職員への男女平等意識の啓発 [新規]</b>		
<b>事業内容</b>	男女平等推進センターに集まる情報や、男女平等推進センターが作成した啓発用資料などを児童・生徒向け、教職員向けに整理して提供し、男女平等意識を啓発します。		
<b>所管課</b>	<b>平成29年度目標</b>	<b>平成29年度 上半期事業実績</b>	<b>平成29年度 下半期事業実績</b>
人権平和課	児童館でDV講座を開催する。市内都立高校へデートDV防止パンフレットを配布する。	児童館2館でDV講座を開催し、児童・生徒への情報提供を行った。(8/9、ひかり児童館・しんまち児童館、参加者106人)	市内都立高校1年生・教職員に対し、デートDV防止パンフレットを配布した。(420部)
<b>専門委員会評価</b>	上半期	<b>A</b>	リーフレット配布や児童館での講座開催により、児童・生徒に対する意識啓発に努めているため、A評価とする。
	下半期	<b>A</b>	
	29年度	<b>A</b>	
<b>施策の推進状況評価</b>	推進委員会(外部)評価		推進委員会による施策別評価に際し着目したポイント
	上半期	<b>A</b>	・人権教育全体計画やキャリア教育全体計画に基づき、人権・男女平等教育を推進している。 ・服務事故防止研修を実施し、教職員に対するセクシュアル・ハラスメント等への注意喚起が図られている。
	下半期	<b>A</b>	
	29年度	<b>A</b>	
	協議会(総合)評価		協議会による施策別評価に際し着目したポイント
	上半期	<b>A</b>	・学校教育や児童館での講座開催を通じ、児童・生徒への男女平等意識の啓発に取り組んでいる。 ・教職員に対する男女平等意識の徹底を図るため、服務事故防止研修を実施している。
	下半期	<b>A</b>	
29年度	<b>A</b>		

## ■課題5 男女平等に関する広報・啓発活動

### 施策（1）「男女平等推進センター」の活用促進

<b>事業名</b>	<b>No.38 男女平等推進施策の拠点機能の強化【新規】</b>		
<b>事業内容</b>	男女平等社会実現のための情報の集約・発信機能や啓発活動、講座・講演会の企画・実施、相談業務など市民に身近な拠点として、「男女平等推進センター」の機能を強化します。 啓発活動等の実施にあたっては施設内にとどまらず、他の公共機関等との連携により、より多くの市民に情報を届けられるよう取組を進めます。		
<b>所管課</b>	<b>平成29年度目標</b>	<b>平成29年度 上半期事業実績</b>	<b>平成29年度 下半期事業実績</b>
人権平和課	市報・ホームページ、情報誌の発行や講座開催により、男女平等推進センターの周知を図る。	市報・ホームページにより、講座や相談窓口の周知を行った。 児童館で講座を開催した。（ひかり児童館、しんまち児童館） 市内各施設に講座チラシ配架を依頼し、情報提供を行った。	市報・ホームページにより、講座や相談窓口の周知を行った。 公民館で講座を開催した。（本多公民館） 市内各施設にセンター発行情報誌を配架した。
<b>専門委員会評価</b>	上半期	<b>B</b>	
	下半期	<b>B</b>	
	29年度	<b>B</b>	

<b>事業名</b>	<b>No.39 男女平等推進センターの周知と講座・講演会などの実施【新規】</b>		
<b>事業内容</b>	多くの市民が集い、男女平等について自ら学び、考え、広めていくことができるよう「男女平等推進センター」の周知を図ります。		
<b>所管課</b>	<b>平成29年度目標</b>	<b>平成29年度 上半期事業実績</b>	<b>平成29年度 下半期事業実績</b>
人権平和課	市報・ホームページ、情報誌の発行や講座開催により、男女平等推進センターの周知を図る。	市報・ホームページにより、講座や相談窓口の周知を行った。 児童館で講座を開催した。（ひかり児童館、しんまち児童館） 市内各施設に講座チラシ配架を依頼し、情報提供を行った。	市報・ホームページにより、講座や相談窓口の周知を行った。 公民館で講座を開催した。（本多公民館） 市内各施設にセンター発行情報誌を配架した。
<b>専門委員会評価</b>	上半期	<b>B</b>	
	下半期	<b>B</b>	
	29年度	<b>B</b>	

<b>施策の推進状況評価</b>	<b>推進委員会(外部)評価</b>		<b>推進委員会による施策別評価に際し着目したポイント</b>
	上半期	<b>B</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>講座開催や情報提供等により、センター事業の周知に取り組んでいる。</li> <li>児童館や公民館と連携した講座を開催し、より多くの市民に情報が届けられるよう努めている。</li> <li>施設予約がインターネットとなり、利便性が高まった反面、登録団体との関係が希薄になったことは残念である。</li> </ul>
	下半期	<b>B</b>	
	29年度	<b>B</b>	
	<b>協議会(総合)評価</b>		<b>協議会による施策別評価に際し着目したポイント</b>
	上半期	<b>B</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>より多くの市民に情報を届けられるよう、市内各施設にチラシや情報誌を配架している。</li> <li>周知に加え、より一層「男女平等推進センター」の機能強化に向けた取組を進めて欲しい。</li> </ul>
	下半期	<b>B</b>	
29年度	<b>B</b>		

## 施策（２）男女の人権に配慮した表現の推進

<b>事業名</b>	<b>No40 メディア・リテラシーを育成する学習機会の充実</b>		
<b>事業内容</b>	メディアに描かれる男女の性役割や暴力を助長する表現などに敏感になり、一人ひとりがメディアからの情報を能動的・批判的に読み解く力・活用する力をつけるための学習を推進・支援します。インターネット上の人権侵害の防止のための情報提供を行います。		
<b>所管課</b>	<b>平成29年度目標</b>	<b>平成29年度 上半期事業実績</b>	<b>平成29年度 下半期事業実績</b>
人権平和課	メディア・リテラシー講座を開催する。(参加者30人)	ジェンダーをテーマとするメディア・リテラシー講座を企画し、講師の選定を進めた。	ジェンダーをテーマとするメディア・リテラシー講座を開催した。(1/29, 参加者30人)
公民館課	メディア・リテラシーを育成する学習に取り組む。	各館で、「幼い子のいる親のための教室」の中で、メディア・リテラシーに関する話し合いを行った。	各館で、「幼い子のいる親のための教室」の中で、メディア・リテラシーに関する話し合いを行った。
学校指導課	情報教育を推進し、児童・生徒における情報活用の実践力の向上を促すことと並行して、情報社会に参画する態度を育成し、メディア・リテラシーを育む。	「国分寺eルール」の徹底を図るとともに、情報モラル研修会等を通して、「SNS東京ノート」の一層の活用を促し、メディア・リテラシーの育成に取り組んだ。	情報教育・ICT教育活用委員会を年2回開催した。また、教員や保護者を対象とする情報モラルに関する研修会も実施した。
<b>専門委員会評価</b>	上半期	<b>B</b>	
	下半期	<b>B</b>	
	29年度	<b>B</b>	

<b>事業名</b>	<b>No41 男女平等視点による表現の推進</b>		
<b>事業内容</b>	「男女平等の視点による表現のガイドライン」の活用を通じて市が情報を発信する際には、ジェンダー(社会的性別)にとらわれず、人権を尊重した表現を推進します。		
<b>所管課</b>	<b>平成29年度目標</b>	<b>平成29年度 上半期事業実績</b>	<b>平成29年度 下半期事業実績</b>
市政戦略室	「男女平等の視点による表現のガイドライン」に基づき、市報を編集・発行する(24回発行)。	「男女平等の視点による表現のガイドライン」が改訂中だったため活用した情報発信はできなかったが、市報で情報発信をする際に配慮が欠けないよう、男女平等の観点を意識した(12回発行)。	「男女平等の視点による表現のガイドライン」が改訂中だったため活用した情報発信はできなかったが、市報で情報発信をする際に配慮が欠けないよう、男女平等の観点を意識した(12回発行)。
人権平和課	「男女平等の視点による表現のガイドライン」を庁内外へ周知する。	修正点をピックアップするにとどまり、周知には至らなかった。	「男女平等の視点による表現のガイドライン」を改訂し、庁内イントラネット掲示板やホームページへの掲載を行った。
公民館課	公民館だより「けやきの樹」や事業の案内のチラシ・ポスター等は、人権を尊重した表現にする。	人権を尊重した表現で情報発信を行った。	毎月発行の公民館だより「けやきの樹」の原稿作成や編集作業では、男女平等の視点をもった表現に十分に配慮した。また、チラシやポスターも同様に行った。
<b>専門委員会評価</b>	上半期	<b>B</b>	
	下半期	<b>B</b>	
	29年度	<b>B</b>	

<b>施策の推進状況評価</b>	<b>推進委員会(外部)評価</b>		<b>推進委員会による施策別評価に際し着目したポイント</b>
	上半期	<b>B</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民を対象としたメディア・リテラシー講座、教職員を対象とした情報モラル研修会が実施され、学習機会の充実が図られている。</li> <li>「男女平等の視点による表現のガイドライン」を改訂・周知し、ジェンダーにとらわれず人権を尊重した表現の推進に努めている。</li> <li>市民対象講座については、男性参加者増に努められた。</li> </ul>
	下半期	<b>A</b>	
	29年度	<b>A</b>	
	<b>協議会(総合)評価</b>		<b>協議会による施策別評価に際し着目したポイント</b>
	上半期	<b>B</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>講座や研修会の開催により、メディア・リテラシー育成に取り組んでいる。</li> <li>「男女平等の視点による表現のガイドライン」の改訂が3月末であり、活用が十分とは言えない。</li> </ul>
	下半期	<b>A</b>	
29年度	<b>B</b>		



## ■課題6 性別に起因する暴力や人権侵害の根絶

### 施策(1) 相談業務の充実と関係機関との連携強化

<b>事業名</b>	<b>No.42 相談事業の充実</b>		
<b>事業内容</b>	男女平等推進センターの相談事業を窓口としてDVIについての相談に対応し、さまざまな機会を通じてDVIに関する相談先について周知を行います。庁内外での研修機会を捉え、相談員のスキル向上を図ります。		
<b>所管課</b>	<b>平成29年度目標</b>	<b>平成29年度 上半期事業実績</b>	<b>平成29年度 下半期事業実績</b>
人権平和課	子どもに重篤な症状が表れるような深刻な状態になる前に悩みごと相談で拾い上げ、子ども家庭支援センターや教育相談室、生活福祉課と連携し、被害者支援にあたることを目標とする。	東京都主催のDVIに関する研修会に参加した。講座や様々なイベントの際相談室やカウンセリング、法律相談の周知を図るため、チラシ等を配布し、アナウンスした。	配偶者からの暴力防止期間に市報へ特集記事を掲載した。東京都主催のDVIに関する研修会に参加した。DV加害者更生プログラム講座を実施した。
<b>専門委員会評価</b>	上半期	B	
	下半期	B	
	29年度	B	
<b>事業名</b>	<b>No.43 「DV防止連絡会」による庁内連携の強化と二次被害の防止</b>		
<b>事業内容</b>	相談や関係窓口で対応する担当者がそれぞれの部署の職責に応じた適切な対応ができるよう、庁内連携のための組織である「DV防止連絡会」を通じて連携の強化と二次被害の防止、被害者の手続負担軽減を図ります。また、児童虐待の担当部署との調整を図ります。		
<b>所管課</b>	<b>平成29年度目標</b>	<b>平成29年度 上半期事業実績</b>	<b>平成29年度 下半期事業実績</b>
人権平和課	DV防止連絡会、男女平等に関する相談事業担当者情報交換会を開催し、関係機関との連携を強化する。	DV防止連絡会を開催し、庁内の連携を強化やDVIに関する理解を深めるため、東京都より専門相談員を講師に招き、特に加害者対策に関する研修を行った。	警察署、専門カウンセラーが同席し、相談業務から見えるDV被害者の傾向などの情報交換を行った。また、加害者更生プログラムの専門家による講義を受講した。
<b>専門委員会評価</b>	上半期	B	
	下半期	B	
	29年度	B	
<b>事業名</b>	<b>No.44 庁外の関係機関との連携強化</b>		
<b>事業内容</b>	警察や東京都などの関係機関のほか、学校、市医師会、市歯科医師会などの医療関係者や民生・児童委員などの福祉関係者との連携を強化します。		
<b>所管課</b>	<b>平成29年度目標</b>	<b>平成29年度 上半期事業実績</b>	<b>平成29年度 下半期事業実績</b>
人権平和課	DV防止連絡会、男女平等に関する相談事業担当者情報交換会を開催し、関係機関との連携を強化する。	DV防止連絡会で東京都のDV相談専門員を招いて講習を行った。「要保護児童対策地域協議会」に出席した他、東京都主催の研修会に参加した。	警察署、専門カウンセラーが同席し、相談業務から見えるDV被害者の傾向などの情報交換を行った。東京都主催の研修会に参加した。小学校主催のケース会議に出席した。
<b>専門委員会評価</b>	上半期	B	
	下半期	B	
	29年度	B	
<b>事業名</b>	<b>No.45 「要保護児童対策地域協議会」による連携の強化</b>		
<b>事業内容</b>	児童虐待予防と児童の保護支援について適切な情報提供をし、関係機関の連携を深めます。		
<b>所管課</b>	<b>平成29年度目標</b>	<b>平成29年度 上半期事業実績</b>	<b>平成29年度 下半期事業実績</b>
子育て相談室	児童虐待防止の観点からも、育児支援ヘルパーを派遣し、安心した子育てができる支援を行う。ショートステイ事業の利用要件をケースワーク上必要なケースに拡大して、児童虐待を防止する。要保護児童対策地域協議会を活用して、児童虐待対応を迅速に行う。	児童虐待防止の観点からも、育児支援ヘルパーを派遣し、安心した子育てができる支援を行った。ショートステイ事業の利用要件をケースワーク上必要なケースに拡大して、児童虐待を防止できるよう検討した。要保護児童対策地域協議会を活用して、児童虐待対応を迅速に行うことができた。	要保護児童対策地域協議会を活用し、必要な情報を関係機関と連携し、共有することができた。育児支援ヘルパー、ショートステイ事業も関係機関連携の中で必要な方をサービスにつなげることができた。
人権平和課	DVと関連する相談については、関係機関と連携し必要な支援を行う。	DVと関連する相談については、関係機関と連携し必要な支援を行っている。	子ども家庭支援センターと密に連絡をとり、相談者へ子どもへの面談DVIについての説明などを行った。「要保護児童対策地域協議会」で講座チラシを配布した。
<b>専門委員会評価</b>	上半期	B	
	下半期	B	
	29年度	B	

施策の推進 状況評価	推進委員会(外部)評価		推進委員会による施策別評価に際し着目したポイント
	上半期	B	<ul style="list-style-type: none"> <li>「DV防止連絡会」や「要保護児童対策地域協議会」の開催により、情報共有や連携の強化が図られている。</li> <li>「男女平等に関連する相談事業担当者情報交換会」の開催により、小金井警察署や専門カウンセラーとの連携を行っている。</li> <li>相談員が積極的に研修に参加し、スキル向上に努めている。</li> <li>関係機関との連携を具体的に記載された。</li> </ul>
	下半期	B	
	29年度	B	
	協議会(総合)評価		協議会による施策別評価に際し着目したポイント
	上半期	B	<ul style="list-style-type: none"> <li>「DV防止連絡会」において情報共有や研修を行い、庁内連携の強化と二次被害の防止に取り組んでいる。</li> <li>育児支援ヘルパー派遣やショートステイ事業の利用要件を拡大し、児童虐待予防を図っている。</li> </ul>
	下半期	B	
29年度	B		

## 施策(2) DV予防のための取組推進

事業名	No.46 広報啓発活動による暴力予防		
事業内容	DVのメカニズムや背景、実態などについて市民や医療・福祉機関などの関係者の理解が深まるよう、さまざまな機会を通じて広報活動を行います。 ◇啓発資料の作成・普及 ◇研修・講座の開催		
所管課	平成29年度目標	平成29年度 上半期事業実績	平成29年度 下半期事業実績
人権平和課	DVへの理解促進のため、講座開催や情報提供を行う。	DV家庭の子どもたちへのプログラムを実践している団体を招き、児童館2館で相手を大切にコミュニケーションについての講座を、人形劇やプロジェクトなどを用いて子どもに分かりやすいような講座を行った。	DV被害者は母親と関係があまり良好ではないことがある。母親との関係を見直すことによって、支配とコントロールを学び、夫との関係を見直すきっかけとなるような講座を行った。DV加害者更生プログラムの専門団体を講師に招き、講座を行った。
専門委員会 評価	上半期	B	
	下半期	B	
	29年度	B	

事業名	No.47 若年層に向けたDV・デートDVについての広報啓発		
事業内容	DVやデートDVについて、若年層が主体的に考えることができるよう、児童館などにおいて予防のための学習の場をつくります。近隣大学との連携のあり方を検討します。		
所管課	平成29年度目標	平成29年度 上半期事業実績	平成29年度 下半期事業実績
人権平和課	児童館でDV講座を開催し、若年層が学習する場を設ける。	DV家庭の子どもたちへのプログラムを実践している団体を招き、児童館2館で相手を大切にコミュニケーションについての講座を、人形劇やプロジェクトなどを用いて子どもに分かりやすいような講座を行った。	国分寺高校へデートDV予防リーフレットを配布した。配偶者からの暴力防止週間にデートDV防止の特集記事を掲載した。
子ども子育て 事業課	若年層にDVやデートDVについて理解を深めてもらい、また予防のための機会を設ける。	中学生・高校生または17歳以下の若年層が自然の形で、自分を取り巻く人間関係や恋愛の話を日常会話として出来るような場の設定をした。	中学生・高校生または17歳以下の若年層が自然の形で、自分を取り巻く人間関係や恋愛の話を日常会話として出来るような場の設定をした。
専門委員会 評価	上半期	B	
	下半期	B	
	29年度	B	

事業名	No.48 学校教育における暴力予防教育		
事業内容	学校教育を通じて、どのような理由があっても暴力は許されないことを学ぶ機会をつくります。		
所管課	平成29年度目標	平成29年度 上半期事業実績	平成29年度 下半期事業実績
学校指導課	性別に起因するものを含めた暴力やいじめは絶対許されない行為であるという意識を一層高めるとともに、教育相談体制を活用した未然防止や早期発見に努める。	いじめ防止児童会・生徒会フォーラムを開催するとともに、小学5年、中学1年の全学級で弁護士によるいじめ防止授業を行い、いじめや暴力の否定を徹底した。	「いじめ防止対策審議会」からの意見を踏まえ、11月のいじめ調査から認知方法をより軽微なものまで報告するよう変更し、教職員のどんな小さなことも見逃さない意識の向上を図った。
専門委員会 評価	上半期	A	軽微ないじめも報告するよう調査内容を変更し、いじめを含む暴力予防教育に努めているため、A評価とする。
	下半期	A	
	29年度	A	

施策の推進 状況評価	推進委員会(外部)評価		推進委員会による施策別評価に際し着目したポイント
	上半期	B	・DV心理講座や加害者更生プログラム講座を開催し、情報提供や啓発に努めている。また、参加者の増加も図られている。 ・児童館での中高生タイムは、デートDV予防のための学習の場となっている。参加者増につながる取組を期待する。
	下半期	B	
	29年度	B	
	協議会(総合)評価		協議会による施策別評価に際し着目したポイント
	上半期	A	・若年層を含む市民を対象とした講座の開催やデートDV予防リーフレット配布等により、広報啓発に取り組んでいる。 ・学校教育においても、いじめ防止授業行い、暴力予防教育に努めている。
	下半期	A	
29年度	A		

### 施策(3) 被害者の安全確保と自立支援

事業名	No.49 被害の早期発見・対応		
事業内容	子どもの健診などをとおしてDVの発見に努め、見つかった際には、関係機関と連携して速やかに適切な対応をします。市民や医療関係者、福祉関係者に対して、「DV防止法」に基づく通報についての周知・定着を図ります。		
所管課	平成29年度目標	平成29年度 上半期事業実績	平成29年度 下半期事業実績
健康推進課	母子保健事業を通じ、母親や子どもの状況を把握。家族全体をアセスメントし、必要時、安全確保と生活面や精神面のフォローとして必要な機関(相談・医療機関)の利用・支援者の自己決定を支援する。	乳幼児健診(3~4カ月児・1歳6カ月児・3歳児)を各12回実施。 各来所者数/受診率(乳幼児の数として) 3~4カ月児 493人/98%、1歳6カ月児 500人/95%、3歳児 430人/95%。(小数点第1位四捨五入)	乳幼児健診(3~4カ月児・1歳6カ月児・3歳児)を各12回実施。 各来所者数/受診率(乳幼児の数として) 3~4カ月児 441人/96%、1歳6カ月児 518人/96%、3歳児 482人/95%。(小数点第1位四捨五入)
人権平和課	DVと関連する相談については、関係機関と連携し必要な支援を行う。	健康推進課、市民相談室他、庁内各所から相談室を案内されてきた。また、被害者の就労支援を行った。	健康推進課、子ども家庭支援センター、市民相談室他、庁内各所から相談室を案内されてきた。相談室から婦人相談員に連携し、自立への支援を行った。
専門委員会 評価	上半期	B	
	下半期	B	
	29年度	B	

事業名	No.50 被害者・子どもの安全確保と心身に対するケアの対応		
事業内容	母子・女性緊急一時保護事業をはじめとして、保護を求める被害者の安全確保を図ります。また、児童虐待防止の部署と連携し、DVがある家庭の子どもの安全確保を図ります。日常生活の中で被害者の子どもが適切に配慮されるよう、学校、保育園等において丁寧な対応を行います。被害者の緊急一時保護に重要な役割を果たしている民間シェルターの安定的運営を支援するため財政的支援を行います。		
所管課	平成29年度目標	平成29年度 上半期事業実績	平成29年度 下半期事業実績
生活福祉課	保護を求める被害者の安全を確保する。	保護を求める被害者の安全を確保した。上半期の保護件数は、2件4人。	保護を求める被害者の安全を確保した。下半期の保護件数は、2件4人。
人権平和課	関係機関と連携し、被害者の安全に留意した相談対応を行う。 民間シェルターへ補助金を支給し、財政的支援を行う。 女性等緊急一時保護費を予算化し、緊急時に備える。	被害者の安全確保を最優先とし、相談対応を行った。 民間シェルターへ補助金を支給した。 女性等緊急一時保護費を予算化し、緊急時に備えている。	被害者の安全を第一に考えた相談対応を行った。警察への相談を勧めたほか、警察よりの相談依頼もあった。
契約管財課	休日や夜間など市役所の閉庁時に、ドメスティック・バイオレンスによる被害者から保護を求めてきた時は、二次被害を起こさないように言動に細心の注意をはかるように当直警備員に徹底した。近くに身を寄せる場所が確保できない場合は、市の施設内に一時的に宿泊できる場所の確保を行う。	市役所閉庁時における当直警備員室での対応及び一時避難場所の確保は行っていたが、事案は無かった。	市役所閉庁時における当直警備員室での対応及び一時避難場所の確保は行っていたが、事案は無かった。
子育て相談室	母子自立支援員と定期的な連絡会を実施し、DVを受けて逃げた子どものいる家庭に対して、子どもの安全確保を主としたきめ細かな支援を行う。	母子自立支援員と定期的な連絡会を実施し、DVを受けて逃げた家庭に対して、子どもの安全確保を主としたきめ細かな支援を行った。DV防止連絡会にも積極的に参加した。	母子自立支援員と定期的な連絡会を実施し、DVを受けて逃げた家庭に対して、子どもの安全確保を主としたきめ細かな支援を行った。DV防止連絡会にも積極的に参加した。
子ども子育て 事業課	日常的に直接子どもたちと関わり、また関係機関と連携しながら児童虐待の防止に努める。	継続的に配慮が必要な児童については見守りを行い、関係機関との情報共有を行った。	関係機関で情報の共有をし、虐待の防止に努めた。
学校指導課	児童・生徒への虐待の早期発見・早期対応に努める。	全校に児童生徒虐待防止担当教員を配置し、組織的な対応を図った。要保護対策地域協議会と連携し、児童・生徒への虐待について情報交換し、早期対応に努めた。	スクールソーシャルワーカーが定期的に学校を巡回し、また、必要がある場合には家庭とも連携をしながら虐待の早期発見だけでなく、未然防止にも努めた。
専門委員会 評価	上半期	B	
	下半期	B	
	29年度	B	

<b>事業名</b>	<b>No.51 被害者支援における配慮の徹底</b>		
<b>事業内容</b>	住民基本台帳のほか、国民健康保険、介護保険、児童手当など、住民基本台帳からの情報に基づき事務処理を行う部署において、情報管理を徹底します。 外国人や障害者など特に支援を必要とする人に配慮した情報提供を行います。		
<b>所管課</b>	<b>平成29年度目標</b>	<b>平成29年度 上半期事業実績</b>	<b>平成29年度 下半期事業実績</b>
市民課	住民基本台帳事務取扱要領に則り、DV等被害者に対し適正に支援措置を行うと共に、他課との情報連携を継続し横断的に被害者の安全確保を図る。また、情報提供ネットワークシステムから不測の情報流出が起らないよう対応する。	DV等被害者への支援措置を適正に行った。他課との情報連携を継続した。社会保障・税番号制度の情報提供ネットワークシステムでの支援措置対象者情報の保護措置を行った。	DV等被害者への支援措置を適正に行った。他課との情報連携を継続した。社会保障・税番号制度の情報提供ネットワークシステムでの支援措置対象者情報の保護措置を行った。
人権平和課	被害者の個々の事情に配慮した情報提供や支援を行う。	被害者の個々の事情に配慮しながら、関係部署と連携し、最も安全でふさわしいと思われる方法を被害者と協議しながら進めた。	DV防止連絡会や関係部署で被害者情報の守秘徹底を確認し、国、都からの通知などは漏れなく提供した。長年支援を続けている被害者と遠隔地であっても連絡を取り合い、最も安全と思われる方法で支援を行った。
<b>専門委員会評価</b>	上半期	<b>B</b>	
	下半期	<b>B</b>	
	29年度	<b>B</b>	

<b>事業名</b>	<b>No.52 被害者の自立支援</b>		
<b>事業内容</b>	日常生活、就業、住居等について各種制度を活用し、関係機関と連携しながら被害者の自立を支援します。被害者の回復の一助として、必要な情報を提供し、被害者の心理的な安定、回復を支援します。		
<b>所管課</b>	<b>平成29年度目標</b>	<b>平成29年度 上半期事業実績</b>	<b>平成29年度 下半期事業実績</b>
生活福祉課	被害者に対する自立支援を行う。	被害者の状況に応じて、必要な支援を行った。	被害者の状況に応じて、必要な支援を行った。
人権平和課	被害者の個々の事情に配慮した情報提供や支援を行う。	被害者の個々の事情に配慮した情報提供や支援を行っている。	ハローワークなど、就業に有効な情報を提供し、母子父子自立支援員と連携して自立を進めた。
<b>専門委員会評価</b>	上半期	<b>B</b>	
	下半期	<b>B</b>	
	29年度	<b>B</b>	

<b>施策の推進状況評価</b>	<b>推進委員会(外部)評価</b>		<b>推進委員会による施策別評価に際し着目したポイント</b>
	上半期	<b>B</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・乳幼児健診時にDVの発見に努め、可能性があった際は関係機関と連携した対応がなされている。</li> <li>・母子・女性等緊急一時保護費や一時保護施設が確保され、被害者の安全確保が図られている。</li> <li>・引き続き、相談や保護を受けやすい体制づくりに努めるとともに、情報漏えいには細心の注意を払われたい。</li> </ul>
	下半期	<b>B</b>	
	29年度	<b>B</b>	
	<b>協議会(総合)評価</b>		<b>協議会による施策別評価に際し着目したポイント</b>
	上半期	<b>B</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係機関と連携し、被害者の安全確保と自立支援に取り組んでいる。</li> <li>・被害の事情に配慮しながら、必要とされる支援を行っている。</li> </ul>
	下半期	<b>B</b>	
29年度	<b>B</b>		

## 施策（４）人権侵害を予防するための支援

<b>事業名</b>	<b>No.53 セクシュアル・ハラスメント等の防止の取組</b>		
<b>事業内容</b>	さまざまな機会をとおして事業者等や市民に対してセクシュアル・ハラスメントをはじめとするハラスメントの防止にむけた広報・啓発を行います。		
<b>所管課</b>	<b>平成29年度目標</b>	<b>平成29年度 上半期事業実績</b>	<b>平成29年度 下半期事業実績</b>
人権平和課	市報やホームページでハラスメントについての情報提供を行う。	男女共同参画週間の周知に併せ、セクシュアル・ハラスメントの記事を市報・ホームページに掲載した。 新入職員に対しハラスメント防止研修を行った。	ハラスメントに関する情報誌等を配架し、情報提供を行った。
<b>専門委員会評価</b>	上半期	<b>A</b>	
	下半期	<b>B</b>	
	29年度	<b>B</b>	
<b>事業名</b>	<b>No.54 庁内におけるハラスメント対策</b>		
<b>事業内容</b>	庁内に対して、ハラスメントの防止について周知します。「ハラスメントの防止等に関する指針」により、被害者の立場に立った適切な対応を行います。		
<b>所管課</b>	<b>平成29年度目標</b>	<b>平成29年度 上半期事業実績</b>	<b>平成29年度 下半期事業実績</b>
職員課	新規採用職員に対する採用時研修の際におけるハラスメントの防止等に関する指針の配布及びその内容を周知を図る（採用時）。ハラスメント防止に資する研修を実施するとともに、研修生に対してハラスメントの防止等に関する指針の周知を図る（年1回）。	新規採用職員に対する採用時研修の際におけるハラスメントの防止等に関する指針の配布及びその内容を周知した（4、8、9月実施）。全職層対象の「ハラスメント防止研修」を実施するとともに、研修生に対してハラスメントの防止等に関する指針を周知した（8月実施・16人参加）。	新規採用職員に対する採用時研修の際におけるハラスメントの防止等に関する指針の配布及びその内容を周知した（10、11、1月実施）。管理職向けの内容でハラスメント防止研修をのべ2回（平成30年2月実施・計38名参加）実施した。
<b>専門委員会評価</b>	上半期	<b>B</b>	
	下半期	<b>B</b>	
	29年度	<b>B</b>	
<b>事業名</b>	<b>No.55 ストーカー等の防止の取組</b>		
<b>事業内容</b>	ストーカー等の人権侵害についての理解の普及を図ります。不審者情報の提供など、つきまとい行為防止の取組を行います。		
<b>所管課</b>	<b>平成29年度目標</b>	<b>平成29年度 上半期事業実績</b>	<b>平成29年度 下半期事業実績</b>
防災安全課	正確な防犯情報をより多くの市民に行き届くようにし、犯罪抑止や二次被害の防止を図るため、国分寺市安全・安心メール登録数を17,100件にする（第二次国分寺市防犯まちづくり実施計画より）。市のイベント等で登録方法を記載したチラシや市報を用いて周知する。	登録数17,276件（9月末時点）。市防犯まちづくり委員会各会や防犯リーダー養成講習会、自治会からの依頼等で登録方法を記載したチラシの配布や市報等市配布物に登録方法を記載することで登録方法を周知した。	平成29年度末現在の国分寺市安全・安心メールの登録者数は17,572件であり目標件数（17,100件）を上回った。市のイベント等で登録方法を広報するとともに、身辺防犯に関するマニュアルを配布し啓発した。
人権平和課	市報やホームページでストーカー等の人権侵害についての情報提供を行う。	DV防止連絡会でストーカー行為等の規制等に関する法律の一部改正、ストーカー総合対策の改訂について情報提供を行った。	ストーカーに関するパンフレット等を配架し、情報提供を行った。 市報やホームページにより、ストーカーも含めた犯罪被害者週間（11月25日～12月1日）や犯罪被害者相談会の周知を行った。
<b>専門委員会評価</b>	上半期	<b>B</b>	
	下半期	<b>B</b>	
	29年度	<b>B</b>	
<b>施策の推進状況評価</b>	<b>推進委員会(外部)評価</b>		<b>推進委員会による施策別評価に際し着目したポイント</b>
	上半期	<b>B</b>	・市民に向けたハラスメント防止の啓発について、市報等による情報提供のみでは不十分である。より積極的な取組を期待する。 ・職員を対象としたハラスメント防止研修を実施しているが、参加者が少なかったことは残念である。参加者数の増加に努められたい。
	下半期	<b>B</b>	
	29年度	<b>B</b>	
	<b>協議会(総合)評価</b>		<b>協議会による施策別評価に際し着目したポイント</b>
	上半期	<b>B</b>	・新規採用職員への「ハラスメント防止等に関する指針」配布や研修の実施により、庁内におけるハラスメント対策に取り組んでいる。 ・ハラスメント防止やストーカー対策等、市民対象の講座実施を検討されたい。
下半期	<b>B</b>		
29年度	<b>B</b>		

## 施策（５）性犯罪被害者の支援

<b>事業名</b>	<b>No.56 性犯罪被害者支援のための広報・啓発活動</b>		
<b>事業内容</b>	性犯罪被害者が、被害を訴えることを躊躇せずに必要な相談を受けられるよう、広報活動を通じて性犯罪被害の潜在化防止に努めます。また、性犯罪に対する市民の理解を増進するため、啓発活動を行います。		
<b>所管課</b>	<b>平成29年度目標</b>	<b>平成29年度 上半期事業実績</b>	<b>平成29年度 下半期事業実績</b>
人権平和課	被害者の個々の事情に配慮した情報提供や支援を行う。 性犯罪を含めた犯罪被害者等支援窓口の周知を行う。	性的暴力の記述を記載したDV防止啓発リーフレットを配架し周知した。 被害者の個々の事情に配慮した情報提供や支援を行っている。	配偶者等からの暴力防止週間及び、犯罪被害者等支援週間に合わせ、市報で専門相談所の広報を行った。
<b>専門委員会 評価</b>	上半期	<b>B</b>	
	下半期	<b>B</b>	
	29年度	<b>B</b>	
<b>施策の推進 状況評価</b>	<b>推進委員会(外部)評価</b>		<b>推進委員会による施策別評価に際し着目したポイント</b>
	上半期	<b>B</b>	・市報・ホームページ、リーフレット配布等により、性犯罪を含む犯罪被害者等相談窓口の周知に努めている。 ・犯罪被害者等に対する相談窓口用のリーフレットに性犯罪についても支援することを明記し、周知・啓発を行っている。
	下半期	<b>B</b>	
	29年度	<b>B</b>	
	<b>協議会(総合)評価</b>		<b>協議会による施策別評価に際し着目したポイント</b>
	上半期	<b>B</b>	・性犯罪被害者支援のため、相談窓口の周知やリーフレット配架等の広報・啓発活動を行っている。 ・広報・啓発活動をより積極的に進め、性犯罪被害の潜在化防止に努められたい。
下半期	<b>B</b>		
29年度	<b>B</b>		

## IV 数値目標の達成状況

数値目標は、計画実施期間内に達成すべき数値の目標として計画で設定しているものです。

### 1 庁内におけるワーク・ライフ・バランスの推進（事業No. 2）

項目	計画策定時 (平成27年度)	成果目標 (平成29年度末)	実績 (平成29年度末)
庁内の男性職員の育児休業取得率	8%	15%	30%

### 2 庁内・事業者等における長時間労働削減の取組の促進（事業No. 3）

項目	計画策定時 (平成27年度)	成果目標 (平成29年度末)	実績 (平成29年度末)
庁内の超過勤務の削減	一人あたり月8.3時間	一人あたり月6.4時間	一人あたり月7.7時間

### 3 審議会等の委員における性による偏りの解消（事業 No. 8）

数値目標：審議会等の委員において一方の性が4割を下回らないようにする。

※平成30年4月1日時点で委員数が把握できているもの 政策経営課資料より作成

#### ①行政委員会（地方自治法第180条の5参照）

名称	庶務担当課	根拠法令	委員数	うち男性		うち女性	
				人数	割合	人数	割合
教育委員会	教育総務課	地方教育行政の組織及び運営に関する法律	5	3	60.0%	2	40.0%
選挙管理委員会	選挙管理委員会事務局	地方自治法第181条	4	3	75.0%	1	25.0%
農業委員会	農業委員会事務局	農業委員会等に関する法律・国分寺市農業委員会の委員の定数に関する条例	15	13	86.7%	2	13.3%
固定資産評価審査委員会	情報管理課	地方税法・国分寺市固定資産評価審査委員会条例	3	3	100.0%	0	0.0%
監査委員	監査委員事務局	地方自治法第195条	2	1	50.0%	1	50.0%

#### ②附属機関等法律・条例により設置されている委員会等（地方自治法第202条の3等）

所管課	法律又は条例設置の附属機関名	委員数	うち男性		うち女性	
			人数	割合	人数	割合
情報管理課	国分寺市情報公開・個人情報保護審査会	5	5	100.0%	0	0.0%
情報管理課	国分寺市情報公開・個人情報保護審議会	11	10	90.9%	1	9.1%
政策経営課	国分寺市行政改革推進委員会	8	7	87.5%	1	12.5%
政策法務課	国分寺市オンブズパーソン	2	2	100.0%	0	0.0%
政策法務課	国分寺市政治倫理審査会	5	3	60.0%	2	40.0%
政策法務課	国分寺市行政不服審査会	5	3	60.0%	2	40.0%
財政課	国分寺市補助金等審査会	5	3	60.0%	2	40.0%
秘書課	国分寺市表彰審査委員会	5	4	80.0%	1	20.0%
契約管財課	国分寺市公共調達委員会	5	5	100.0%	0	0.0%
職員課	非常勤職員等公務災害補償等審査会	3	3	100.0%	0	0.0%
職員課	国分寺市職員倫理審査会	3	1	33.3%	2	66.7%

所管課	法律又は条例設置の附属機関名	委員数	うち男性		うち女性	
			人数	割合	人数	割合
職員課	国分寺市特別職報酬等審議会	8	6	75.0%	2	25.0%
職員課	国分寺市職員懲戒審査会	3	2	66.7%	1	33.3%
防災安全課	国分寺市防災会議	33	28	84.8%	1	3.0%
防災安全課	国分寺市国民保護協議会	32	26	81.3%	2	6.3%
経済課	国分寺市小口事業資金融資審査会	5	5	100.0%	0	0.0%
経済課	国分寺市認定農業者審査会	4	4	100.0%	0	0.0%
経済課	国分寺市消費生活審議会	6	3	50.0%	3	50.0%
経済課	国分寺市被害救済委員会	6	4	66.7%	2	33.3%
人権平和課	国分寺市男女平等推進委員会	10	3	30.0%	7	70.0%
地域共生推進課	国分寺市民生委員推せん会	9	8	88.9%	1	11.1%
障害福祉課	国分寺市障害者施策推進協議会	9	5	55.6%	4	44.4%
障害福祉課	国分寺市障害支援区分認定審査会	10	5	50.0%	5	50.0%
保険年金課	国分寺市国民健康保険事業の運営に関する協議会	16	13	81.3%	3	18.8%
健康推進課	国分寺市予防接種健康被害調査委員会	4	3	75.0%	1	25.0%
高齢福祉課	国分寺市地域包括支援センター運営協議会	13	8	61.5%	5	38.5%
高齢福祉課	国分寺市老人ホーム入所判定委員会	5	3	60.0%	2	40.0%
高齢福祉課	国分寺市介護保険運営協議会	15	8	53.3%	1	6.7%
高齢福祉課	国分寺市介護認定審査会	54	30	55.6%	24	44.4%
子ども若者計画課	子ども・子育て会議	11	4	36.4%	7	63.6%
子ども若者計画課	国分寺市青少年問題協議会	12	7	58.3%	5	41.7%
子育て相談室	国分寺市立子ども家庭支援センター運営協議会	11	6	54.5%	5	45.5%
まちづくり計画課	国分寺市環境審議会	12	10	83.3%	2	16.7%
まちづくり計画課	国分寺市都市計画審議会	16	14	87.5%	2	12.5%
まちづくり推進課	国分寺市まちづくり市民会議	13	6	46.2%	7	53.8%
駅周辺整備課	国分寺市国分寺駅北口地区第一種市街地再開発審査会	7	7	100.0%	0	0.0%
駅周辺整備課	国分寺市市街地再開発事業融資あっせん審査会	5	5	100.0%	0	0.0%
建築指導課	国分寺市建築審査会	5	4	80.0%	1	20.0%
建築指導課	国分寺市財産価格審議会	7	6	85.7%	1	14.3%
交通対策課	国分寺市交通安全対策協議会	15	13	86.7%	2	13.3%
緑と建築課	国分寺市湧水等保全審議会	5	5	100.0%	0	0.0%
緑と建築課	国分寺市緑化推進協議会	14	11	78.6%	3	21.4%
ごみ減量推進課	国分寺市廃棄物の減量及び再利用推進審議会	16	8	50.0%	8	50.0%
学校指導課	いじめ防止対策審議会	5	4	80.0%	1	20.0%
社会教育課	国分寺市青少年委員	13	3	23.1%	10	76.9%
社会教育課	国分寺市社会教育委員	10	5	50.0%	5	50.0%
ふるさと文化財課	国分寺市文化財保護審議会	8	7	87.5%	1	12.5%
ふるさと文化財課	国分寺市武蔵国分寺跡保存整備委員会	10	10	100.0%	0	0.0%
公民館課	国分寺市公民館運営審議会	11	5	45.5%	6	54.5%
図書館課	国分寺市図書館運営協議会	10	5	50.0%	5	50.0%

③設置要綱などにより設置されている①、②以外の会議等

所管課	要綱設置の委員会名	委員数	うち男性		うち女性	
			人数	割合	人数	割合
政策経営課	国分寺市まち・ひと・しごと創生推進会議	10	8	80.0%	2	20.0%
契約管財課	国分寺市指定管理者候補者選定委員会	6	5	83.3%	1	16.7%
経済課	国分寺市認定農業者相談支援チーム	7	6	85.7%	1	14.3%
経済課	国分寺市農業委員会委員候補者検討委員会	7	7	100.0%	0	0.0%
経済課	国分寺市就労支援地域連絡会	9	9	100.0%	0	0.0%
経済課	国分寺市地域産業活性化プラン推進委員会	13	13	100.0%	0	0.0%
文化振興課	国分寺市芸術文化振興事業審査会	4	2	50.0%	2	50.0%
文化振興課	国分寺市立いづみホール運営委員会	6	3	50.0%	3	50.0%
文化振興課	国分寺市文化振興市民会議	11	7	63.6%	4	36.4%
協働コミュニティ課	国分寺市協働事業審査会	6	4	66.7%	2	33.3%
スポーツ振興課	国分寺市スポーツ推進委員	15	7	46.7%	8	53.3%
地域共生推進課	国分寺市地域福祉推進協議会	64	34	53.1%	30	46.9%
健康推進課	国分寺市子どもの歯を守る連絡会	10	2	20.0%	8	80.0%
健康推進課	国分寺市健康増進計画評価等委員会	8	4	50.0%	4	50.0%



所管課	要綱設置の委員会名	委員数	うち男性		うち女性	
			人数	割合	人数	割合
障害福祉課	国分寺市障害者地域自立支援協議会	18	10	55.6%	8	44.4%
障害福祉課	国分寺市障害者虐待防止ネットワーク代表者会議	17	15	88.2%	1	5.9%
障害福祉課	国分寺市障害者虐待防止ネットワーク実務者会議	21	12	57.1%	7	33.3%
高齢福祉課	国分寺市高齢者虐待防止ネットワーク代表者会議	16	14	87.5%	2	12.5%
高齢福祉課	国分寺市高齢者虐待防止ネットワーク実務者会議	20	12	60.0%	8	40.0%
高齢福祉課	国分寺市地域ケア会議	27	8	29.6%	14	51.9%
高齢福祉課	国分寺市生きがい推進事業協議会	12	9	75.0%	3	25.0%
子ども若者計画課	国分寺市子育て・子育ていきいき計画推進協議会	8	5	62.5%	3	37.5%
子ども若者計画課	国分寺市子どもの居場所づくり推進会議委員	15	8	53.3%	7	46.7%
子ども若者計画課	国分寺市若者支援地域ネットワーク会議実務者会議	19	6	31.6%	13	68.4%
子育て相談室	国分寺市要保護児童対策地域協議会 代表者会議委員	20	17	85.0%	3	15.0%
子育て相談室	国分寺市要保護児童対策地域協議会 実務者会議委員	19	12	63.2%	7	36.8%
まちづくり計画課	国分寺市環境推進管理委員会	11	9	81.8%	2	18.2%
まちづくり計画課	西国分寺駅北口周辺まちづくり協議会	15	11	73.3%	4	26.7%
まちづくり計画課	国分寺街道及び国3・4・11号線周辺まちづくり協議会	14	12	85.7%	2	14.3%
駅周辺整備課	国分寺都市計画事業国分寺駅北口地区第一種市街地再開発事業タウンネーミング候補選定委員会	13	9	69.2%	4	30.8%
交通対策課	国分寺市地域公共交通会議	11	11	100.0%	0	0.0%
環境対策課	国分寺市清掃センター周辺地元協議会	11	9	81.8%	2	18.2%
ごみ減量推進課	国分寺市廃棄物減量等推進委員会	55	28	50.9%	27	49.1%
学校指導課	国分寺市立第七小学校コミュニティ・スクール協議会	14	5	35.7%	9	64.3%
学校指導課	国分寺市立第八小学校コミュニティ・スクール協議会	11	7	63.6%	4	36.4%
学校指導課	国分寺市立第九小学校コミュニティ・スクール協議会	15	6	40.0%	9	60.0%
学校指導課	国分寺市立第一小学校学校運営協議会	8	3	37.5%	5	62.5%
学校指導課	国分寺市立第二小学校学校運営協議会	8	5	62.5%	3	37.5%
学校指導課	国分寺市立第三小学校学校運営協議会	8	3	37.5%	5	62.5%
学校指導課	国分寺市立第四小学校学校運営協議会	8	5	62.5%	3	37.5%
学校指導課	国分寺市立第五小学校学校運営協議会	8	7	87.5%	1	12.5%
学校指導課	国分寺市立第六小学校学校運営協議会	7	5	71.4%	2	28.6%
学校指導課	国分寺市立第十小学校学校運営協議会	8	4	50.0%	4	50.0%
学校指導課	国分寺市立第一中学校学校運営協議会	8	6	75.0%	2	25.0%
学校指導課	国分寺市立第二中学校学校運営協議会	8	4	50.0%	4	50.0%
学校指導課	国分寺市立第三中学校学校運営協議会	8	5	62.5%	2	25.0%
学校指導課	国分寺市立第四中学校学校運営協議会	8	6	75.0%	2	25.0%
学校指導課	国分寺市立第五中学校学校運営協議会	8	4	50.0%	4	50.0%
学校指導課	個別支援委員会	14	6	42.9%	8	57.1%
公民館課	国分寺市立本多公民館運営サポート会議	8	2	25.0%	6	75.0%
公民館課	国分寺市立恋ヶ窪公民館運営サポート会議	8	2	25.0%	6	75.0%
公民館課	国分寺市立光公民館運営サポート会議	8	4	50.0%	4	50.0%
公民館課	国分寺市立もとまち公民館運営サポート会議	10	4	40.0%	6	60.0%
公民館課	国分寺市立並木公民館運営サポート会議	10	4	40.0%	6	60.0%

#### 4 庁内の職員配置・管理職登用における積極的な女性の参画推進（事業No. 9）

項目	計画策定時 (平成27年度)	成果目標 (平成29年度)	実績 (平成29年度)
管理職（課長以上）に占める女性の割合	10.1%	15%以上	15.7%
係長職に占める女性の割合	28.2%	30%以上	31.0%

※平成30年4月1日現在

## V 参考指標

参考指標は、第2次国分寺市男女平等推進行動計画の各重点分野に関連して、男女平等社会形成の進捗状況を把握する上での一つのものさしになることを期待して、男女平等推進委員会との協議の上設定しているものです。

経年変化や他市との比較をすることで、現状分析と今後の課題を設定することに役立つものであり、その数値自体が目標値となるわけではありません。

### 【D V 分野】

○国分寺市におけるDVの相談件数（延べ）

年度	人権平和課						生活福祉課	
	女性のための カウンセリング		女性のための 法律相談		女性の悩みごと相談		母子・女性福祉相談件数	
	内DV相談		内DV相談		内DV相談		内DV相談	
27	59	13	15	3	203	91	1,126	762
28	45	5	23	2	168	77	892	151
29	55	0	19	0	162	65	916	149

※人権平和課調べ

### 【学 校 教 育 分 野】

○公立小学校教員における職位別男女比（26市比較）

市町村名	教員数 (本務者)	男	女	校長		副校長		主幹教諭		指導教諭		教諭		養護教諭		栄養教諭	
				男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女		
八王子市	1,655	690	965	54	11	56	18	88	52	0	0	492	813	0	71	0	0
立川市	512	197	315	17	3	17	3	23	15	1	2	139	270	0	22	0	0
武蔵野市	310	109	201	5	7	5	7	15	13	1	1	83	157	0	16	0	0
三鷹市	457	184	273	11	4	11	4	18	14	1	1	143	232	0	18	0	0
青梅市	401	182	219	14	2	13	4	16	9	0	4	139	182	0	17	0	1
府中市	681	262	419	16	6	17	6	35	17	0	2	194	360	0	25	0	3
昭島市	335	144	191	10	3	10	3	23	10	0	1	101	158	0	15	0	1
調布市	576	207	369	15	5	11	9	24	17	1	2	155	317	1	19	0	0
町田市	1,253	511	742	33	8	26	17	63	24	1	2	388	645	0	43	0	3
小金井市	265	103	162	7	2	6	3	11	13	1	1	78	134	0	8	0	1
小平市	514	204	310	15	4	14	5	27	17	1	2	147	266	0	15	0	1
日野市	498	189	309	13	4	15	2	20	18	0	2	141	266	0	16	0	1
東村山市	412	164	248	13	2	9	6	21	11	0	0	121	213	0	16	0	0
<b>国分寺市</b>	<b>288</b>	<b>106</b>	<b>182</b>	<b>8</b>	<b>2</b>	<b>6</b>	<b>4</b>	<b>12</b>	<b>13</b>	<b>2</b>	<b>1</b>	<b>78</b>	<b>151</b>	<b>0</b>	<b>11</b>	<b>0</b>	<b>0</b>
国立市	192	82	110	7	1	5	3	13	5	0	0	57	93	0	8	0	0
福生市	170	82	88	6	1	6	1	12	4	0	0	58	73	0	8	0	1
狛江市	192	81	111	4	2	6	0	14	2	0	0	57	99	0	7	0	1
東大和市	259	105	154	9	1	7	3	13	9	1	0	75	134	0	7	0	0
清瀬市	217	86	131	9	0	5	4	15	7	1	0	56	112	0	7	0	1
東久留米市	321	115	206	8	5	7	6	15	11	1	1	84	170	0	12	0	1
武蔵村山市	241	109	132	8	0	5	5	16	10	2	1	77	108	0	8	1	0
多摩市	436	175	261	14	3	14	3	21	15	0	1	126	221	0	17	0	1
稲城市	309	111	198	8	4	8	4	15	12	0	1	80	163	0	13	0	1
羽村市	180	84	96	6	1	6	1	10	5	0	0	62	80	0	8	0	1
あきる野市	262	115	147	9	1	7	3	13	7	2	0	83	125	0	11	1	0
西東京市	504	185	319	16	2	15	4	23	18	0	0	131	275	0	19	0	1

※平成29年度学校基本調査より作成

○公立中学校教員における職位別男女比（26市比較）

市町村名	教員数 (本務者)	性別		校長		副校長		主幹教諭		指導教諭		教諭		養護教諭		栄養教諭	
		男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
八王子市	903	515	388	34	4	36	3	78	22	1	0	366	320	0	39	0	0
立川市	244	142	102	9	0	7	2	19	7	1	0	106	83	0	10	0	0
武蔵野市	150	85	65	6	1	5	2	18	2	0	1	56	51	0	8	0	0
三鷹市	211	120	91	5	2	6	1	19	4	0	0	90	77	0	7	0	0
青梅市	264	158	106	11	0	10	1	27	3	1	0	109	90	0	12	0	0
府中市	338	181	157	9	2	10	1	34	2	0	0	128	139	0	13	0	0
昭島市	162	88	74	4	2	6	0	15	2	0	0	63	64	0	6	0	0
調布市	244	123	121	7	1	7	1	20	3	1	3	88	105	0	8	0	0
町田市	644	335	309	19	1	17	3	30	12	1	2	268	272	0	19	0	0
小金井市	139	78	61	5	0	4	1	11	2	0	1	58	52	0	5	0	0
小平市	244	133	111	7	1	5	3	21	4	0	0	100	94	0	8	0	1
日野市	256	144	112	7	1	6	2	20	2	0	0	111	99	0	8	0	0
東村山市	211	126	85	7	0	8	0	19	3	0	0	92	74	0	8	0	0
国分寺市	140	85	55	5	0	5	0	13	4	2	0	60	46	0	5	0	0
国立市	89	45	44	3	0	2	1	5	4	0	0	35	36	0	3	0	0
福生市	84	54	30	3	0	3	0	7	2	1	1	40	24	0	3	0	0
狛江市	90	48	42	4	0	4	0	8	4	0	1	32	33	0	4	0	0
東大和市	140	92	48	5	0	5	0	14	5	0	0	68	39	0	4	0	0
清瀬市	124	73	51	4	1	5	1	16	1	0	0	48	43	0	5	0	0
東久留米市	176	90	86	5	2	5	2	19	5	0	0	61	70	0	7	0	0
武蔵村山市	145	76	69	4	1	5	1	12	2	0	0	55	60	0	5	0	0
多摩市	213	116	97	9	0	7	2	18	7	0	2	82	76	0	10	0	0
稲城市	146	81	65	6	0	3	3	14	6	0	0	58	51	0	5	0	0
羽村市	91	51	40	3	0	3	0	9	1	0	1	36	34	0	4	0	0
あきる野市	147	87	60	6	0	7	0	13	4	0	0	61	51	0	5	0	0
西東京市	245	141	104	8	1	8	1	26	6	0	0	99	87	0	9	0	0

※平成29年度学校基本調査より作成

【保育分野】

○保育所入所児童数と待機児童数（26市比較）

市町村名	平成30年4月1日				平成29年4月1日				増減			
	就学前 児童人口	保育サービ ス利用児童 数	就学前 児童人口 比率	待機 児童数	就学前 児童人口	保育サービ ス利用児童 数	就学前 児童人口 比率	待機 児童数	就学前 児童人口	保育サービ ス利用児童 数	就学前 児童人口 比率	待機 児童数
八王子市	23,600	11,400	48.3%	56	24,252	11,506	47.4%	107	△ 652	△ 106	0.9%	△ 51
立川市	8,796	3,982	45.3%	48	8,741	3,888	44.5%	145	△ 55	94	0.8%	△ 97
武蔵野市	7,184	3,483	48.5%	53	7,230	2,781	38.5%	120	△ 46	702	10.0%	△ 67
三鷹市	9,493	3,904	41.1%	190	9,607	3,616	37.6%	270	△ 114	288	3.5%	△ 80
青梅市	5,217	3,131	60.0%	13	5,382	3,173	59.0%	12	△ 165	△ 42	1.0%	1
府中市	13,603	5,689	41.8%	248	13,907	5,536	39.8%	383	△ 304	153	2.0%	△ 135
昭島市	5,514	2,931	53.2%	35	5,508	2,800	50.8%	17	6	131	2.4%	18
調布市	12,121	5,591	46.1%	167	11,931	4,981	41.7%	312	190	610	4.4%	△ 145
町田市	18,863	7,958	42.2%	146	19,223	7,536	39.2%	229	△ 360	422	3.0%	△ 83
小金井市	6,115	2,659	43.5%	88	6,042	2,422	40.1%	156	73	237	3.4%	△ 68
小平市	9,900	4,063	41.0%	96	9,964	3,856	38.7%	89	△ 64	207	2.3%	7
日野市	9,217	4,129	44.8%	139	9,342	3,886	41.6%	252	△ 125	243	3.2%	△ 113
東村山市	6,541	2,795	42.7%	5	6,676	2,697	40.4%	64	△ 135	98	2.3%	△ 59
国分寺市	5,909	2,733	46.3%	202	5,851	2,572	44.0%	92	58	161	2.3%	110
国立市	3,412	1,528	44.8%	53	3,371	1,472	43.7%	101	41	56	1.1%	△ 48
福生市	2,258	1,388	61.5%	0	2,321	1,400	60.3%	0	△ 63	△ 12	1.2%	0
狛江市	4,165	1,809	43.4%	75	4,056	1,684	41.5%	98	109	125	1.9%	△ 23
東大和市	4,330	2,152	49.7%	24	4,429	2,134	48.2%	3	△ 99	18	1.5%	21
清瀬市	3,374	1,419	42.1%	44	3,396	1,383	40.7%	33	△ 22	36	1.4%	11
東久留米市	5,497	2,299	41.8%	38	5,486	2,226	40.6%	67	11	73	1.2%	△ 29
武蔵村山市	3,447	1,926	55.9%	39	3,468	1,913	55.2%	12	△ 21	13	0.7%	27
多摩市	6,525	3,082	47.2%	83	6,577	3,038	46.2%	83	△ 52	44	1.0%	0
稲城市	5,109	2,175	42.6%	54	5,068	2,095	41.3%	97	41	80	1.3%	△ 43
羽村市	2,469	1,417	57.4%	4	2,563	1,400	54.6%	0	△ 94	17	2.8%	4
あきる野市	3,565	1,872	52.5%	8	3,705	1,836	49.6%	12	△ 140	36	2.9%	△ 4
西東京市	9,431	3,967	42.1%	129	9,498	3,681	38.8%	146	△ 67	286	3.3%	△ 17

※東京都福祉保健局少子社会対策部保育支援課「平成29年度保育所待機児童等の状況調査」より作成

○病児・病後児保育実施状況（26市比較）

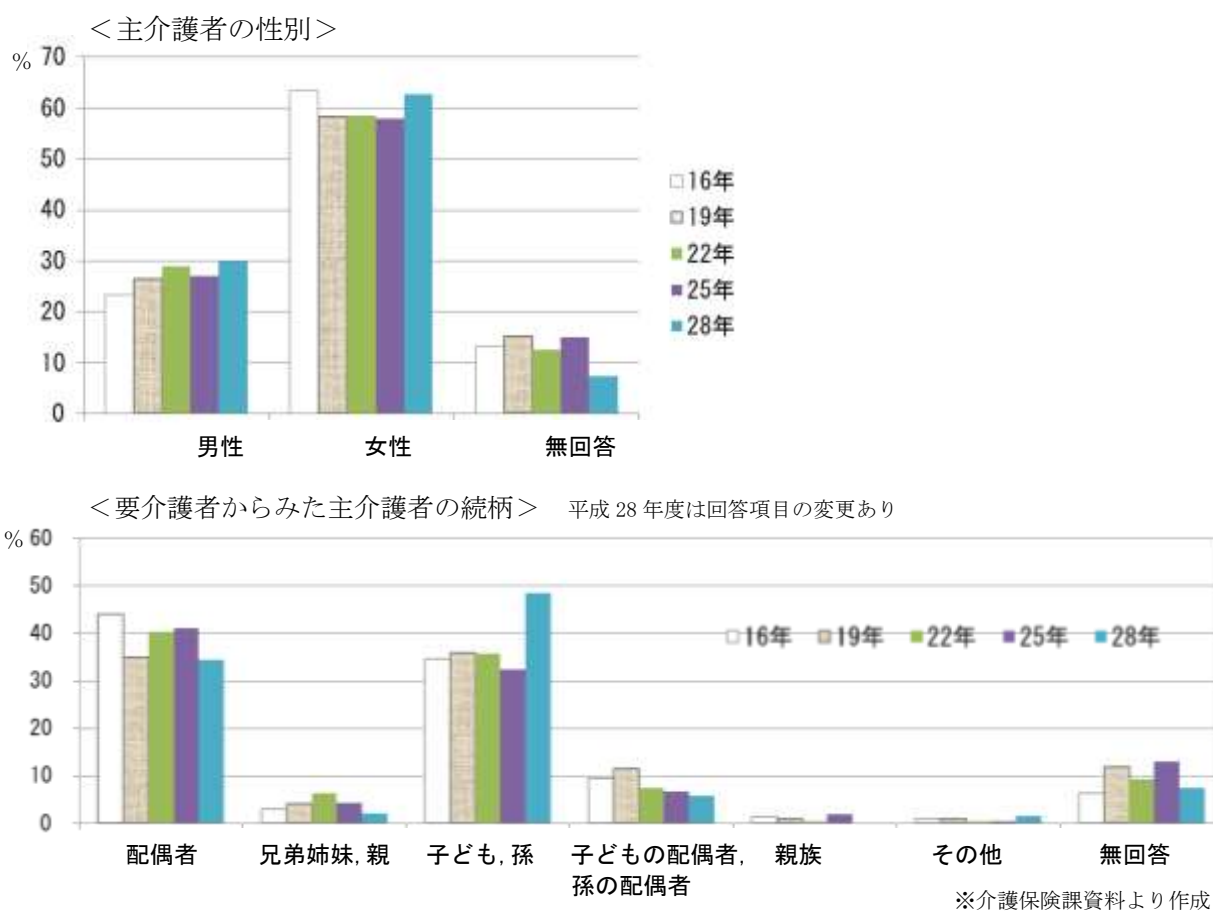
市町村名	病児	病後児	施設数	定員数	対象者等
八王子市	○	○	3	15	産休明け～小学3年生
立川市	○		2	8	4ヶ月～小学3年生
武蔵野市	○	○	2	8	6ヶ月～小学3年生
三鷹市	○	○	2	8	4ヶ月～就学前
青梅市		○	1	4	2ヶ月～小学3年生
府中市	○	○	2	10	5ヶ月～小学3年生
昭島市	○	○	2	7	1歳～就学前
調布市	○	○	2	8	1歳～小学6年生
町田市	○	○	5	20	[病児] 4ヶ月～小学2年生 [病後児] 1歳～小学3年生
小金井市		○	1	4	1歳～就学前
小平市	○	○	2	10	6ヶ月～就学前
日野市	○	○	3	12	産休明け～おおむね10歳未満
東村山市	○	○	1	4	6ヶ月～小学3年生
<b>国分寺市</b>	<b>○</b>	<b>○</b>	<b>4</b>	<b>16</b>	<b>市内在住， 保育所・幼稚園等に通園している児童</b>
国立市	○	○	1	6	6ヶ月～小学3年生
福生市	○	○	2	10	6ヶ月～小学6年生
狛江市	○	○	1	10	～小学3年生
東大和市	○	○	1	6	満6ヶ月～小学6年生
清瀬市	○	○	2	10	[病児] 2ヶ月～小学4年生 [病後児] 市内在住在勤， 満1歳～小学3年生
東久留米市	○	○	1	4	1歳～小学低学年
武蔵村山市	○	○	1	4	市内在住で保育所等に入所中の6ヶ月～就学前
多摩市	○	○	2	12	市内の未就学児童及び学童クラブ入所児童
稲城市	○	○	2	4～6	市内在住または在勤， 満4ヶ月～小学3年生
羽村市	○	○	2	8	[病児] 6ヶ月～小学6年生 [病後児] 市内の保育所等、市内学童クラブに通所中の児童
あきる野市		○	1	3	市内在住で保育所に通所している児童
西東京市	○	○	2	10	6ヶ月～小学4年生

※病児・病後児保育の施設数・定員数の総数を記載。

※子ども子育てサービス課資料より作成（平成30年4月1日現在の状況）

## 【高齢者介護分野】

○在宅介護における主介護者の性別と要介護者との続柄（経年比較）



## 【防 災 分 野】

○防災会議における委員の男女構成比（26市比較）

市町村名	防災会議 委員総数 (人)	うち女性 委員数 (人)	女性割合 (%)	市町村名	防災会議 委員総数 (人)	うち女性 委員数 (人)	女性割合 (%)
八王子市	47	9	19.1	国分寺市	33	2	6.1
立川市	40	4	10.0	国立市	24	3	12.5
武蔵野市	27	4	14.8	福生市	27	3	11.1
三鷹市	13	1	7.7	狛江市	29	6	20.7
青梅市	33	3	9.1	東大和市	24	5	20.8
府中市	27	5	18.5	清瀬市	25	5	20.0
昭島市	39	5	12.8	東久留米市	23	5	21.7
調布市	33	3	9.1	武蔵村山市	29	3	10.3
町田市	34	3	8.8	多摩市	24	5	20.8
小金井市	31	8	25.8	稲城市	17	3	17.6
小平市	32	7	21.9	羽村市	26	3	11.5
日野市	27	7	25.9	あきる野市	35	3	8.6
東村山市	32	6	18.8	西東京市	33	3	9.1

※地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況（平成 29 年度）（市区町村編）より作成

【モデル事業所】

○事務系市職員の職位別男女比（26市比較）

市町村名	管理職 総数(A)	うち女性	割合	係長級 総数(B)	うち女性	割合	職員総数 (AB除く)(C)	うち女性	割合	総数 (A+B+C)	うち女性	割合
八王子市	136	18	13.2%	473	60	12.7%	1,213	519	42.8%	1,822	597	32.8%
立川市	69	13	18.8%	161	40	24.8%	437	164	37.5%	667	217	32.5%
武蔵野市	79	10	12.7%	161	58	36.0%	390	219	56.2%	630	287	45.6%
三鷹市	93	15	16.1%	108	25	23.1%	379	182	48.0%	580	222	38.3%
青梅市	62	6	9.7%	138	16	11.6%	395	151	38.2%	595	173	29.1%
府中市	111	13	11.7%	132	24	18.2%	561	286	51.0%	804	323	40.2%
昭島市	58	7	12.1%	107	30	28.0%	273	121	44.3%	438	158	36.1%
調布市	139	16	11.5%	162	49	30.2%	567	277	48.9%	868	342	39.4%
町田市	171	16	9.4%	358	85	23.7%	936	442	47.2%	1,465	543	37.1%
小金井市	62	10	16.1%	92	16	17.4%	274	113	41.2%	428	139	32.5%
小平市	115	10	8.7%	117	37	31.6%	365	142	38.9%	597	189	31.7%
日野市	120	21	17.5%	114	38	33.3%	400	175	43.8%	634	234	36.9%
東村山市	80	8	10.0%	159	40	25.2%	329	142	43.2%	568	190	33.5%
国分寺市	63	7	11.1%	109	30	27.5%	267	122	45.7%	439	159	36.2%
国立市	47	5	10.6%	80	14	17.5%	180	70	38.9%	307	89	29.0%
福生市	53	9	17.0%	92	25	27.2%	200	85	42.5%	345	119	34.5%
狛江市	50	7	14.0%	45	11	24.4%	184	81	44.0%	279	99	35.5%
東大和市	57	6	10.5%	87	16	18.4%	241	100	41.5%	385	122	31.7%
清瀬市	39	4	10.3%	70	18	25.7%	223	109	48.9%	332	131	39.5%
東久留米市	37	5	13.5%	85	16	18.8%	262	119	45.4%	384	140	36.5%
武蔵村山市	50	5	10.0%	80	9	11.3%	192	83	43.2%	322	97	30.1%
多摩市	69	12	17.4%	150	42	28.0%	416	218	52.4%	635	272	42.8%
稲城市	48	15	31.3%	83	16	19.3%	202	77	38.1%	333	108	32.4%
羽村市	55	5	9.1%	90	16	17.8%	155	78	50.3%	300	99	33.0%
あきる野市	49	3	6.1%	99	24	24.2%	208	78	37.5%	356	105	29.5%
西東京市	71	6	8.5%	170	61	35.9%	390	189	48.5%	631	256	40.6%
東京都	1,691	318	18.8%	4,991	1,770	35.5%	12,597	6,460	51.3%	19,279	8,548	44.3%

※東京都については平成28年4月1日現在

※東京都生活文化局都民生活部男女平等参画課作成「平成29年度区市町村男女平等参画施策推進状況調査報告より作成

## **VI 参考資料**

資料No. 1 自己点検票書式

資料No. 2 平成 30 年度会議の開催状況

資料No. 3 第 2 次国分寺市男女平等推進行動計画の概要

資料No. 4 国分寺市男女平等推進条例

資料No. 5 国分寺市男女平等推進協議会設置規程

記入例

平成29年度 第2次国分寺市男女平等推進行動計画 自己点検票			
目標	男女の人権を尊重しだれもが相互につながり助け合い自己実現できるまち		
課題1	男性中心型労働慣行の見直し	女性活躍推進計画	
施策1	ワーク・ライフ・バランスの推進		
No.	1	事業名	ワーク・ライフ・バランスに関する広報啓発活動
事業内容	市報や情報誌、市ホームページなどによる情報提供や、男性が子どもと一緒に参加できる講座などを開催し、ワーク・ライフ・バランスについて考えるきっかけづくりを行います。 ◇各種事業・制度に関する情報提供 ◇各種講座の実施 ◇多様な働き方に関する情報提供 ◇市内事業者等の好事例の紹介と普及 目標や取組内容を具体的に記入する。可能な限り数値化する。 目標に対する達成状況・取組実績を具体的に記入する。		
平成29年度目標・取組内容		平成29年度達成状況・取組実績	
・ワーク・ライフ・バランス講座を開催する。(参加者20人) ・男女共同参画週間の周知を行う。		・男性を対象としたワーク・ライフ・バランス講座を開催した。(2回、参加者15人) ・男女共同参画週間の周知を行った。	
平成29年度上半期(4～9月)目標・取組内容		平成29年度上半期(4～9月)達成状況・取組実績	
・ワーク・ライフ・バランス講座を企画する。 ・男女共同参画週間の周知を行う。		・10月開催の男性を対象としたワーク・ライフ・バランス講座の企画・周知を行った。 ・市報やホームページにより、男女共同参画週間(6/23～29)の周知を行った。	
平成29年度下半期(10～3月)目標・取組内容		平成29年度下半期(10～3月)達成状況・取組実績	
・ワーク・ライフ・バランスを講座の実施する。(2回、参加者40人)		・男性を対象としたワーク・ライフ・バランス講座を開催した。(10/14、29 2回、参加者15人)	
平成29年度事業評価		A	A: 目標を上回った、目標を達成した
上半期(4～9月)	同上	C	B: 概ね目標達成
下半期(10～3月)	同上	B	C: 目標達成できず
A～Dの評価を行い、評価理由を下欄に記入する。		平成29年度	D: 実績がなかった
評価理由			
上半期(4～9月)	男性を対象としたワーク・ライフ・バランス講座を2回開催することが決まった。		
下半期(10～3月)	男性を対象としたワーク・ライフ・バランス講座を開催したが、参加者数が伸びなかった。		
平成29年度	ワーク・ライフ・バランス講座を開催し、一定の効果が図れた。しかしながら参加者数が目標に達しなかったため、より一層の周知を図りたい。		
平成29年度目標・取組内容		平成29年度達成状況・取組実績	
・ワーク・ライフ・バランスに関するセミナーを東京都等関係機関とともに開催する。 ・ワーク・ライフ・バランスの各種事業・制度に関する情報提供を行う。		・ワーク・ライフ・バランスに関するセミナーを東京都労働相談情報センター国分寺事務所と共催で開催した。 ・情報紙「とうきょうの労働」を経済課及び市民課窓口わきに配架し、情報提供を行った。	
平成29年度上半期(4～9月)目標・取組内容		平成29年度上半期(4～9月)達成状況・取組実績	
・情報紙「とうきょうの労働」(月1回発行)を経済課及び市民課窓口わきに配架し、情報提供を行う。		・情報紙「とうきょうの労働」を経済課及び市民課窓口わきに配架し、情報提供を行った。	
平成29年度下半期(10～3月)目標・取組内容		平成29年度下半期(10～3月)達成状況・取組実績	
・ワーク・ライフ・バランスに関するセミナーを東京都等関係機関とともに開催する。 ・情報紙「とうきょうの労働」を経済課及び市民課窓口わきに配架し、情報提供を行う。		・ワーク・ライフ・バランスに関するセミナーを東京都労働相談情報センター国分寺事務所と共催で開催した。 ・情報紙「とうきょうの労働」を経済課及び市民課窓口わきに配架し、情報提供を行った。	
平成29年度事業評価		A	A: 目標を上回った、目標を達成した
上半期(4～9月)	同上	A	B: 概ね目標達成
下半期(10～3月)	同上	A	C: 目標達成できず
A～Dの評価を行い、評価理由を下欄に記入する。		平成29年度	D: 実績がなかった
評価理由			
上半期(4～9月)	情報紙「とうきょうの労働」を配架し、ワーク・ライフ・バランスに関する情報提供を行うことができた。		
下半期(10～3月)	ワーク・ライフ・バランスに関するセミナーを東京都労働相談情報センター国分寺事務所と共催で開催し、あわせて情報紙「とうきょうの労働」を経済課及び市民課窓口わきに配架し、情報提供を行うことができた。		
平成29年度	セミナーの共催及び情報紙の提供が目標通りできたため。		

人権平和課

経済課



資料No.2 平成30年度会議の開催状況

(1) 国分寺市男女平等推進委員会

	開催日	検討内容
第1回	平成30年6月21日	・年間スケジュールと今年度評価手法説明 ・次回以降の委員会日程検討
第2回	平成30年7月20日	・平成29年度進捗状況の評価
第3回	平成30年8月24日	・平成29年度進捗状況の評価
第4回	平成30年9月28日	・平成29年度進捗状況の評価
第5回	平成30年10月26日	・施策評価の最終確認 ・答申案審議
—	平成30年11月28日	・答申決定

○平成30年度 国分寺市男女平等推進委員会委員

(任期：平成30年4月1日から平成32年3月31日)

氏名	所属等	選出区分
織井 恵美子	国際ソロプチミスト国分寺	1号委員 (男女平等社会の実現に向けて活動している団体の代表)
富永 順子	国分寺カウンセリング勉強会	
牧田 幸	多摩でDVを考える会	
横田 砂恵子	こくぶんじ性と生をまなぶ会	
甲斐田 きよみ	一般市民公募	2号委員 (公募市民)
筒井 隆志	一般市民公募	
細川 紀人	一般市民公募	
◎橋本 恭子	津田塾大学非常勤講師	3号委員 (識見を有する者)
○伊藤 徳平	元国分寺市立第八小学校校長	
大庭 三枝	東京理科大学教授	

◎…委員長    ○…副委員長

(2) 国分寺市男女平等推進協議会

	開催日	検討内容
第1回	平成31年1月17日	・施策別推進状況評価について

○平成30年度 国分寺市男女平等推進協議会委員

役職	氏名
副市長（会長）	内藤 達也
市民生活部長（副会長）	小川 恵一郎
政策部長	塩野目 龍一
総務部長	一ノ瀬 理
健康部長	鈴木 佳代
福祉部長	横川 潔
子ども家庭部長	可児 泰則
教育部長	堀田 順也

（3）国分寺市男女平等推進専門委員会

	開催日	検討内容
第1回	平成30年10月26日	・事業推進状況評価審議
第2回	平成30年10月29日	・事業推進状況評価審議

○平成30年度 国分寺市男女平等推進専門委員会委員

（任期：平成30年2月5日から平成32年2月4日）

所属	氏名
政策部政策法務担当課長	◎柳井 幸
政策部財政課主任	望月 聖文
総務部納税課	大塚 誠人
市民生活部市民課	松浦 穂里
市民生活部スポーツ振興課 オリンピック・パラリンピック担当係長	○秋山 大輔
健康部地域共生推進課主任	田中 由佳
福祉部生活福祉課主任	小池 純子
福祉部障害福祉課主任	京極 充慶
子ども家庭部子ども子育て事業課	矢澤 拓磨
子ども家庭部子育て相談室主任	加藤 篤志
教育部教育総務課主任	大嶽 みなみ
教育部学校指導課指導主事	關 友矩
教育部公民館課主任	櫻井 奈穂子
教育部図書館課	清水 美紀

◎…委員長 ○…副委員長

### 資料No.3 第2次国分寺市男女平等推進行動計画の概要

#### 1 計画の目的

本計画は、「国分寺市男女平等推進条例」第9条に基づき、男女平等社会の実現に向けて、国分寺市において男女平等推進施策を総合的かつ計画的に推進するために策定するものです。

#### 2 計画の位置付け

- (1) 「国分寺市男女平等推進条例」第9条に基づき策定する計画です。
- (2) 本計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づく「市町村男女共同参画計画」です。
- (3) 本計画の課題1及び2を「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」第6条第2項に基づく「市町村推進計画」と位置付けます。
- (4) 本計画の課題6を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」第2条の3第3項に基づく「市町村基本計画」と位置付けます。

#### 3 計画の性格

- (1) この計画は、国の「第4次男女共同参画基本計画」の趣旨を踏まえて策定する計画です。
- (2) 「国分寺市総合ビジョン」やその他の関連する分野別計画との整合性を図り、策定する計画です。
- (3) この計画は、「国分寺市男女平等推進委員会」の意見を尊重するとともに、「国分寺市男女平等推進行動計画」の推進状況や課題を整理し、平成27年度に実施した「国分寺市男女平等に関する市民意識・実態調査」の結果、ワークショップ、パブリック・コメント制度等による市民参加のもとに策定したものです。
- (4) この計画は、市・市民・事業者等と協働して取り組むものです。

#### 4 計画の期間

この計画の期間は、平成29年度から平成36年度までの8年間とし、社会状況の変化や計画の進捗状況を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

年 度	平成 29 2017	平成 30 2018	平成 31 2019	平成 32 2020	平成 33 2021	平成 34 2022	平成 35 2023	平成 36 2024
計画名	国分寺市総合ビジョン							
	第2次国分寺市男女平等推進行動計画							

## 5 計画の推進

### (1) 推進体制

市長の附属機関である「国分寺市男女平等推進委員会（推進委員会）」において、男女平等推進施策に関わる重要事項や行動計画の進捗状況について、専門的又は市民の見地から調査審議し、市長に答申します。推進委員会からの答申をふまえて、男女平等推進施策を展開します。推進委員会は、男女平等社会の実現に向けて活動する団体の代表4人以内、公募市民3人以内、識見を有する者3人以内で構成されます。

全庁にわたる横断的な推進体制として、「国分寺市男女平等推進協議会」により男女平等推進施策の推進と調整を行います。

### (2) 市民、事業者等との連携と協働

男女平等社会の実現に向けて施策を推進するにあたっては、市民や事業者等との連携や協働が欠かせません。市・市民・事業者等がさまざまな分野で主体的にそれぞれの役割を果たしていくことを目指します。

### (3) 国や東京都、関係機関との連携

国の法整備や、東京都が広域的に実施すべき事項等については、国や東京都に積極的に働きかけを行うとともに、必要に応じて他の関係機関と連携を図ります。

### (4) 行動計画の効果的な進行管理

年度ごとに推進状況を確認し、「国分寺市男女平等推進条例」第10条に基づき推進委員会からの意見を聴取し、年次報告書を作成し、公表します。

推進状況の評価は、計画の見直しや施策の次年度以降の取組に反映します。

さらに、より具体的に進行管理を行うために、成果目標を設定し、その達成に向けて事業・施策を推進していきます。

< 成果目標 >

課題	項目（データ出典）	現状	成果目標		[参考]
			中間(期限)	最終(期限)	国目標(期限)
1	「ワーク・ライフ・バランス」という言葉の認知度 (男女平等に関する市民意識・実態調査)	57.4% (平成27年度)	70% (平成32年度)	80% (平成36年度)	—
	庁内の男性職員の育児休業取得率 (国分寺市特定事業主行動計画)	8% (平成27年度)	15% (平成29年度末)	20% (平成36年度)	13% (平成32年)
	庁内の超過勤務の縮減 (国分寺市特定事業主行動計画)	一人あたり 月 8.3 時間 (平成27年度)	一人あたり 月 6.4 時間 (平成29年度末)	特定事業主 行動計画の 目標値	—
	週労働時間60時間以上の雇用者の割合 (男女平等に関する市民意識・実態調査)	9.9% (平成27年度)	5% (平成32年度)	5%以下 (平成36年度)	5% (平成32年)
2	審議会等委員に占める女性の割合 (人権平和課)	32% (平成27年度)	40%以上 (平成32年度)	40%以上 (平成36年度)	30%以上 (平成32年)
	庁内の女性職員の登用 (国分寺市特定事業主行動計画)	/			
	管理職（課長以上）に占める女性の割合	10.1% (平成27年度)	15%以上 (平成29年度)	20% (平成36年度)	20% (平成32年度末)
	係長職に占める女性の割合	28.2% (平成27年度)	30%以上 (平成29年度)	35% (平成36年度)	35% (平成32年度末)
	防災会議の委員に占める女性の割合 (防災安全課)	9.1% (平成27年度)	30% (平成32年度)	30%以上 (平成36年度)	30% (平成32年)
	保育所待機児童数 (子ども若者計画課)	88人 (平成27年度)	解消 (平成32年度)	解消 (平成36年度)	解消 (平成29年度末)
3	「ジェンダー」という言葉の認知度 (男女平等に関する市民意識・実態調査)	59.3% (平成27年度)	70% (平成32年度)	80% (平成36年度)	—
5	「男女平等推進センター」の認知度 (男女平等に関する市民意識・実態調査)	22.8% (平成27年度)	40% (平成32年度)	60% (平成36年度)	—
6	夫婦間における「平手で打つ」「足でける」を暴力として「どんなことがあっても許されない」と認識する人の割合 (男女平等に関する市民意識・実態調査)	平手で打つ 男性73.5% 女性79.8% 足でける 男性93.6% 女性91.9% (平成27年度)	100% (平成32年度)	100% (平成36年度)	—
全体	「男女共同参画社会」という言葉の認知度 (男女平等に関する市民意識・実態調査)	65.2% (平成27年度)	100% (平成32年度)	100% (平成36年度)	100% (平成32年)

#### (5) 配慮すること

性的指向や性同一性障害を理由として困難な状況に置かれている場合や、障害があること、日本で生活する外国人であること等に加え、女性であることで更に複合的に困難な状況に置かれている場合について、計画推進全般にわたって人権尊重の観点から配慮をします。

### 6 計画の基本理念

「国分寺市男女平等推進条例」第3条に規定する基本理念をこの計画の基本理念とします。

- (1) 性別にかかわらずだれもが、個人として尊重され、性別に起因する差別及び暴力がなく、ジェンダーによる固定的な役割分担意識及びその役割分担意識に基づく社会的な制度又は慣行により、個人の社会における活動の自由な選択が妨げられることなく、多様な生き方が選択できること。
- (2) 性別の観点から、社会における制度又は慣行をできる限り中立なものにすること。
- (3) 市における政策又は事業者等における方針の立案若しくは決定をはじめとするあらゆる場に、性別にかかわらずだれもが対等に参加できること。
- (4) 性別にかかわらずだれもが、家庭内での協力及び社会的支援のもとに、子育て、介護等家族としての役割を果たすことと職場、地域等において活動することとを両立できるようにすること。
- (5) 国際社会における取組と密接な関係があることを認識して取組を推進すること。

### 7 計画の目標

「国分寺市男女平等推進条例」第3条に規定する基本理念に沿って施策を推進するにあたり、目指す国分寺像として計画の目標を次のとおり定めます。

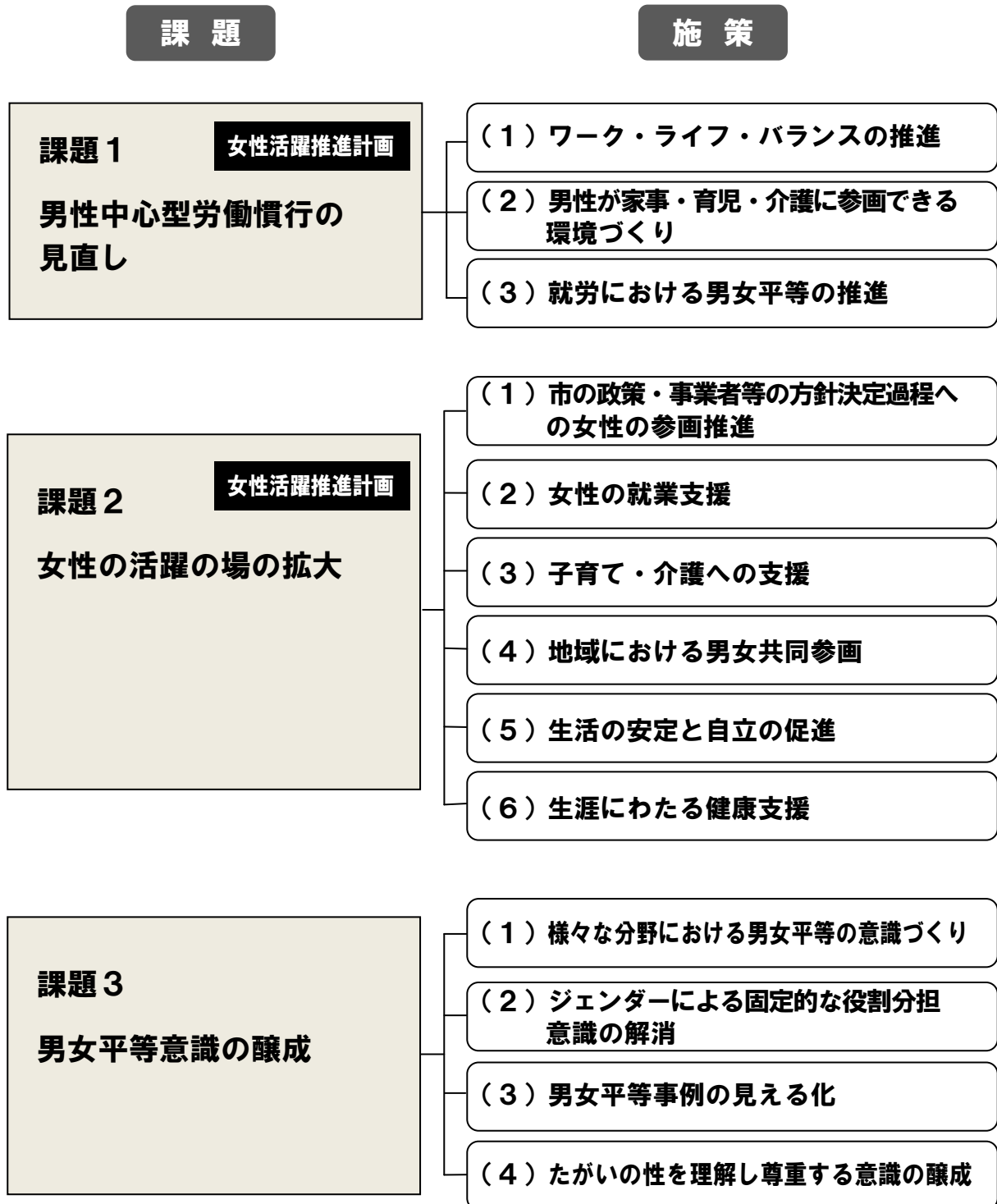
#### **男女の人権を尊重しだれもが相互につながり助け合い自己実現できるまち**

- ※「男女の人権」……ひとくくりに「人権」の問題について取り扱うのではなく、「男らしさ」「女らしさ」といった社会通念や慣習から生じる人権の問題、性別に起因する人権の問題という観点に着目し、その観点から問題を強調するために、「男女の」としています。

【施策体系図】

【目標】

男女の人権を尊重しだれもが相互につながり助け合い自己実現できるまち



## 課題

## 施策

### 課題4 男女平等教育の充実

(1) 学校における人権・男女平等教育の充実

### 課題5 男女平等に関する広報・啓発活動

(1) 「男女平等推進センター」の活用促進

(2) 男女の人権に配慮した表現の推進

### 課題6 性別に起因する暴力や人権 侵害の根絶

#### 第2次DV防止基本計画

(1) 相談業務の充実と関係機関との連携強化

(2) DV予防のための取組推進

(3) 被害者の安全確保と自立支援

(4) 人権侵害を予防するための支援

(5) 性犯罪被害者の支援

\*課題1と課題2は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」第6条第2項に基づく「市町村推進計画」にあたるもので、「国分寺市女性の職業生活における活躍の推進に関する計画（女性活躍推進計画）」とします。

\*課題6は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」第2条の3第3項に基づく「市町村基本計画」にあたるもので、「第2次国分寺市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関する基本計画（第2次DV防止基本計画）」とします。



目次

前文

- 第1章 総則（第1条—第7条）
- 第2章 性別による権利侵害の禁止等（第8条）
- 第3章 基本的施策（第9条・第10条）
- 第4章 具体的施策（第11条—第17条）
- 第5章 男女平等推進センター（第18条—第22条）
- 第6章 苦情等への対応（第23条・第24条）
- 第7章 男女平等推進委員会（第25条・第26条）
- 第8章 雑則（第27条）

附則

人はだれもが「ただその人である」というだけで、かけがえのない存在です。だれもが等しく尊く、性別にかかわらず平等です。

これまで、我が国では個人の尊重と法の下での平等がうたわれている日本国憲法の下、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」を批准し、国際社会における取組と連動して、男女共同参画社会基本法の制定等の法整備が進められてきました。国分寺市においては、昭和63年に国分寺市婦人行動計画を策定し、男女平等社会の実現に向けて、市民とともに様々な取組を進めてきました。

しかし、いまだに多くの課題が残されています。ジェンダーによる固定的な役割分担意識とその役割分担意識に基づく社会の慣行には、個々人の自由な活動や生き方の選択を制限するものがあります。ときには一人の人間としての権利まで奪われることがあります。ドメスティック・バイオレンスなど性別に起因する暴力はその現れです。これらの課題の解消に向けて一層の努力が必要です。

人はだれもが多様で自由な存在であり、自分らしく生きる権利を有しています。

国分寺市は、すべての人が性別にかかわらず個人として尊重され、認め合い、支え合いながら、ともに生きることのできる男女平等社会の実現を目指して、この条例をつくります。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）の理念に基づき、国分寺市（以下「市」という。）における男女平等社会の実現に関し、基本理念並びに市、市民及び事業者等の責務を定め、市の施策の基本的事項を明らかにするとともに、男女平等社会の実現のための施策（以下「男女平等推進施策」という。）を総合的かつ計画的に推進することにより、男女平等社会を実現することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女平等社会 一人ひとりが個人として尊重され、性別に起因する差別を受けず、ジェンダーによる固定的な役割分担意識及びその役割分担意識に基づく社会的な制度又は慣行により、個人の社会における活動の自由な選択が妨げられることなく、個性及び能力を十分に発揮する機会が保障され、対等な立場でともに協力し合い、責任を分かち合う社会をいう。
- (2) 市民 市内に住む者又は市内で働く者、学ぶ者若しくは活動する者をいう。
- (3) 事業者等 市内において事業を行うもの及び非営利の活動、公共的活動その他の活動を行うものをいう。
- (4) ジェンダー 生まれつきの生物学的性別と異なり、社会通念又は慣習の中にある男性像、女性像等社会によって作られた性別をいう。
- (5) セクシュアル・ハラスメント 職場、学校等社会のあらゆる場で、性的な言動により、他の者を不快にさせ、又はその者の対応に対して更なる不利益を与えることをいう。
- (6) ドメスティック・バイオレンス 配偶者その他親密な関係にある者（過去に配偶者その他親密な関係にあった者を含む。）による身体的暴力又は精神的、性的若しくは経済的に苦痛を与える行為をいう。

（基本理念）

第3条 男女平等社会を実現するため、次に掲げる事項を基本理念とする。

- (1) 性別にかかわらずだれもが、個人として尊重され、性別に起因する差別及び暴力がなく、ジェンダーによる固定的な役割分担意識及びその役割分担意識に基づく社会的な制度又は慣行により、個人の社会における活動の自由な選択が妨げられることなく、多様な生き方が選択できること。
- (2) 性別の観点から、社会における制度又は慣行をできる限り中立なものにすること。
- (3) 市における政策又は事業者等における方針の立案若しくは決定をはじめとするあらゆる場に、性別にかかわらずだれもが対等に参加できること。
- (4) 性別にかかわらずだれもが、家庭内での協力及び社会的支援のもとに、子育て、介護等家族としての役割を果たすことと職場、地域等において活動することとを両立できるようにすること。
- (5) 国際社会における取組と密接な関係があることを認識して取組を推進すること。

（市の責務）

第4条 市は、この条例の基本理念に基づき、男女平等社会の実現に向けて、総合的かつ計画的に施策を実施しなければならない。

- 2 市は、男女平等社会の実現に影響を及ぼすと認められる施策の立案及び決定に当たっては、男女平等社会の実現に配慮しなければならない。
- 3 市は、自らも事業者等であることを認識し、その労働環境において男女平等社会の実現に向けた取組を積極的に推進しなければならない。
- 4 市は、男女平等社会の実現に向けて、市民及び事業者等と協力して取り組まなければならない。
- 5 市は、男女平等社会の実現に向けて、国及び他の地方公共団体と協力して取り組まなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる場において、この条例の基本理念に基づき、男女平等社会の実現に向けて取り組むよう努めなければならない。

2 市民は、市が実施する男女平等推進施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者等の責務)

第6条 事業者等は、その活動を行うに当たっては、この条例の基本理念に基づき、男女平等社会の実現に向けて取り組むよう努めなければならない。

2 事業者等は、労働環境の整備に当たっては、その労働者が性別にかかわらず、子育て、介護又は地域活動と、仕事とを両立できるよう努めなければならない。

3 事業者等は、市が実施する男女平等推進施策に協力するよう努めなければならない。

(市民及び事業者等の協力)

第7条 市民及び事業者等は、互いに協力して男女平等社会の実現に向けて取り組むよう努めなければならない。

第2章 性別による権利侵害の禁止等

(性別による権利侵害の禁止等)

第8条 何人も、あらゆる場において、直接的であるか間接的であるかを問わず、性別に起因する差別的行為又は取扱いを行ってはならない。

2 何人も、ドメスティック・バイオレンス、子どもに対する性的暴力その他性別に起因する暴力を行ってはならない。

3 何人も、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

4 何人も、ストーカー行為（ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）第2条（定義）第3項に規定するストーカー行為をいう。）を行ってはならない。

5 何人も、外部に情報を提供するときは、前各項に規定する禁止行為及び取扱い並びにジェンダーによる固定的な役割分担を助長する表現を行わないよう配慮しなければならない。

（平成29年条例第15号・一部改正）

第3章 基本的施策

(行動計画等)

第9条 市長は、この条例の基本理念に基づき、男女平等推進施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女平等推進行動計画を策定しなければならない。

2 市長は、男女平等推進行動計画の策定及び変更に当たっては、第25条に規定する国分寺市男女平等推進委員会の意見を聴くとともに、市民及び事業者等の意見を反映するよう努めなければならない。

3 市長は、男女平等推進行動計画を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

(年次報告)

第10条 市長は、男女平等推進行動計画に基づく施策の実施状況について、第25条に規定する国分寺市男女平等推進委員会の意見を聴いて年次報告書を作成し、公表しなければならない。

第4章 具体的施策

(啓発活動及び教育による普及)

第11条 市は、男女平等社会の実現に関し、学校教育、生涯学習その他のあらゆる学習の場を通じて、市民及び事業者等の理解を深めるよう必要な措置を講じなければならない。

(雇用の分野における施策)

第12条 市は、雇用の分野における男女平等社会の実現に向けた取組を進めるため、事業者等に対する情報の提供その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 市は、市と契約を締結した事業者等に対し、男女平等推進施策に関する広報及び調査への協力を求めることができる。

(生涯にわたる健康への支援)

第13条 市は、男女が対等な関係の下、妊娠、出産、更年期等に関して互いに理解し、尊重し合い、男女が生涯を通じて健康な生活を営むことができるよう必要な措置を講じなければならない。

(ドメスティック・バイオレンス等の防止)

第14条 市は、ドメスティック・バイオレンスその他性別に起因する暴力を防止し、その被害者に必要な支援を行うための措置を講じなければならない。

(委員構成)

第15条 市は、附属機関等の委員の構成に当たっては、男女の意見がともに会議に反映されるよう努めなければならない。

(調査研究)

第16条 市は、男女平等社会の実現のため、必要な調査研究を行わなければならない。

(財政上の措置等)

第17条 市は、男女平等社会の実現のため、財政上の措置その他必要な措置を講じなければならない。

## 第5章 男女平等推進センター

(設置)

第18条 この条例の基本理念に基づき、男女平等推進施策を実施し、市民及び事業者等による男女平等社会の実現に向けた取組を支援するため、国分寺市立男女平等推進センター（以下「男女平等推進センター」という。）を設置する。

(位置)

第19条 男女平等推進センターの位置は、次のとおりとする。

国分寺市光町一丁目46番地8

(愛称)

第20条 男女平等推進センターの愛称は、「ライツこくぶんじ」とする。

(事業)

第21条 男女平等推進センターは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 情報及び学習の機会の提供
- (2) 市民及び事業者等相互の交流の機会及び場の提供
- (3) 相談に関する事業

- (4) 図書及び資料の収集並びに提供に関する事業
- (5) 前各号に定めるもののほか、市長が必要と認める事業  
(管理及び運営)

第22条 この章に定めるもののほか、男女平等推進センターの管理及び運営に関する事項は、別に定める。

#### 第6章 苦情等への対応

(施策への苦情又は改善提案の申出への対応)

第23条 市長は、市が実施する男女平等推進施策又は男女平等社会の実現に影響を及ぼすと認められる施策に関する市民からの苦情又は改善提案に対し、適切に対応しなければならない。

2 市長は、前項の場合において、男女平等推進施策に係る重要事項と認めるときは、第25条に規定する国分寺市男女平等推進委員会に諮問しなければならない。

(性別に起因する人権侵害に係る相談への対応)

第24条 市長は、性別に起因する人権侵害に係る相談については、関係機関、関係団体等と連携を図るとともに、相談した者に配慮した対応に努めなければならない。

#### 第7章 男女平等推進委員会

(男女平等推進委員会の設置及び組織)

第25条 市の男女平等推進施策を総合的かつ計画的に推進するため、市長の附属機関として、国分寺市男女平等推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議し、答申するほか、当該事項について市長に建議することができる。

- (1) 男女平等推進施策に係る重要事項に関すること。
- (2) 男女平等推進行動計画の進捗状況に関すること。

3 委員会は、次に掲げる委員10人以内をもって組織し、市長が委嘱する。

- (1) 男女平等社会の実現に向けて活動している団体の代表者 4人以内
- (2) 公募により選出された市民 3人以内
- (3) 識見を有する者 3人以内

4 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

6 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

7 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委員会の会議)

第26条 委員会は、委員長が招集し、委員長は、会議の議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

- 4 委員会は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴き、又は委員以外の者から資料の提出を求めることができる。
- 5 委員会の会議は、公開する。ただし、国分寺市附属機関の設置及び運営の基本に関する条例（平成11年条例第26号）第5条（会議の公開）ただし書の規定に該当する場合は、当該会議の全部又は一部を公開しないことができる。
- 6 委員会の庶務は、市民生活部人権平和課において処理する。

（平成25年条例第42号・平成29年条例第30号・一部改正）

## 第8章 雑則

### （委任）

第27条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

### 附 則

#### （施行期日）

- 1 この条例は、平成19年6月1日から施行する。

#### （経過措置）

- 2 この条例の施行の際、現に存する国分寺市女性行動計画は、この条例第9条第1項の規定により策定された男女平等推進行動計画とみなす。

（国分寺市男女平等推進委員会条例の廃止）

- 3 国分寺市男女平等推進委員会条例（平成3年条例第8号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。

（国分寺市男女平等推進委員会条例の廃止に伴う経過措置）

- 4 この条例の施行の際、現に旧条例第3条第2項の規定に基づき委嘱された委員については、この条例第25条第3項の規定により委嘱されたものとみなす。この場合において、当該委員の任期は、旧条例の規定に基づき委嘱された期間を控除した期間とする。

（国分寺市立女性センター条例の一部改正）

- 5 国分寺市立女性センター条例（平成6年条例第24号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成25年条例第42号）抄

#### （施行期日）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成29年条例第15号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年条例第30号）抄

#### （施行期日）

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

資料No.5 国分寺市男女平等推進協議会設置規程

平成10年8月24日

訓令第15号

(設置)

第1条 国分寺市における男女平等社会の実現のための施策（以下「男女平等推進施策」という。）を総合的に推進するため、国分寺市男女平等推進協議会（以下「推進協議会」という。）を設置する。

（平成19年訓令第25号・一部改正）

(所掌事項)

第2条 推進協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 男女平等推進施策の総合調整
- (2) 男女平等推進行動計画の策定及び進行管理に関すること。
- (3) その他男女平等推進施策に関する重要事項

（平成16年訓令第24号・平成19年訓令第25号・一部改正）

(組織)

第3条 推進協議会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 副市長
- (2) 政策部長
- (3) 総務部長
- (4) 市民生活部長
- (5) 健康部長
- (6) 福祉部長
- (7) 子ども家庭部長
- (8) 教育部長

（平成14年訓令第5号・平成16年訓令第24号・平成18年訓令第36号・平成19年訓令第5号・平成23年訓令第22号・平成26年訓令第16号・平成27年訓令第15号・平成30年訓令第11号・一部改正）

(会長及び副会長)

第4条 推進協議会に会長及び副会長を置き、会長は副市長、副会長は市民生活部長をもって充てる。

- 2 会長は、推進協議会を代表し、推進協議会の会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（平成16年訓令第24号・全改，平成18年訓令第36号・一部改正）

(推進協議会の会議)

第5条 推進協議会の会議は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

（平成16年訓令第24号・一部改正）

(男女平等推進専門委員会)

第6条 推進協議会に男女平等推進専門委員会（以下「専門委員会」という。）を置く。

2 専門委員会は、第2条第2号及び第3号に規定する事項について調査検討し、その結果を会長に報告する。

（平成16年訓令第24号・平成19年訓令第25号・一部改正）

（専門委員会の組織）

第7条 専門委員会は、次に掲げる部の職員14人以内をもって組織し、市長が任命し、又は委嘱する。

- (1) 政策部 2人以内
- (2) 総務部 1人
- (3) 市民生活部 2人以内
- (4) 健康部 1人
- (5) 福祉部 2人以内
- (6) 子ども家庭部 2人以内
- (7) 教育部 4人以内

（平成19年訓令第27号・全改，平成21年訓令第24号・平成27年訓令第15号・平成30年訓令第11号・一部改正）

（専門委員会の委員長及び副委員長）

第8条 専門委員会に委員長及び副委員長を置き、会長が指名する。

2 委員長は、専門委員会を代表し、専門委員会の会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（平成16年訓令第24号・一部改正）

（専門委員会の会議）

第9条 専門委員会の会議は、委員長が招集し、委員長は、会議の議長となる。

（平成16年訓令第24号・一部改正）

（任期）

第10条 専門委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、専門委員が欠けた場合における補欠専門委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（平成19年訓令第25号・追加）

（意見の聴取等）

第11条 推進協議会及び専門委員会（以下「推進協議会等」という。）は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員及び専門委員（以下「委員等」という。）以外の者を会議に出席させ、その意見を聴き、又は委員等以外の者から資料の提出を求めることができる。

（平成16年訓令第24号・追加，平成19年訓令第25号・旧第14条繰上・一部改正）

（庶務）

第12条 推進協議会等の庶務は、市民生活部人権平和課において処理する。



(平成14年訓令第5号・一部改正，平成16年訓令第24号・旧第10条繰下・一部改正，平成19年訓令第25号・旧第15条繰上，平成26年訓令第16号・平成30年訓令第11号・一部改正)

(委任)

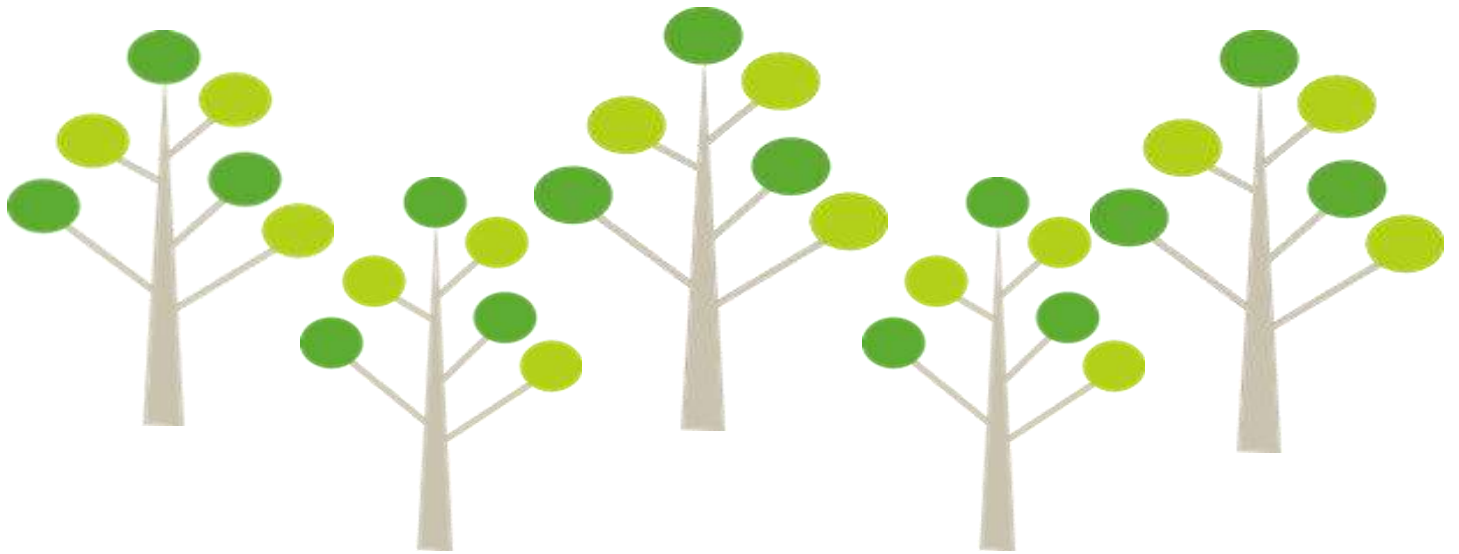
第13条 この規程に定めるもののほか推進協議会等の運営に関し必要な事項は，別に定める。

(平成16年訓令第24号・旧第11条繰下・一部改正，平成19年訓令第25号・旧第16条繰上)

附 則

この訓令は，平成10年9月1日から施行する。

[以下略]



## 第2次国分寺市男女平等推進行動計画

第2次国分寺市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関する基本計画

国分寺市女性の職業生活における活躍の推進に関する計画

### 平成29年度進捗状況評価報告書

平成31年3月発行

国分寺市 市民生活部 人権平和課

国分寺市光町1-46-8 ひかりプラザ2階

電話：042-573-4378

FAX：042-573-4388